

上越市社会福祉協議会 第3次運営・事業実施計画

計画期間 令和3年度～令和7年度



上越市社協マスコットキャラクター “ぬくいん”

令和3年3月



社会福祉法人
上越市社会福祉協議会

はじめに



人口減少や少子高齢化の進行と併せて、インターネットの普及や家族のあり方の変容などにより生活環境や生活様式が大きく変化している中、地域に目を向けると人と人との関係性が希薄化し、孤立・孤独といった生活課題が顕在化している状況があります。

そのような中、近年国では社会福祉法の改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて市町村に対して地域福祉計画の策定を求めるなど、改めて地域福祉の重要性が強く示されています。

地域福祉の推進においては、社会福祉協議会をはじめとした多くの福祉組織・関係者は、これまで長年にわたり共に支え合う福祉社会の実現を目指して、多様な福祉実践を積み重ねてきました。この地道な実践の積み重ねが、福祉諸制度・事業の創設や改革につながり、人々のより良い暮らしのために大きな役割を果たしてきたと考えております。

本計画では、これまで社会福祉協議会が取り組んできた地域福祉実践の価値を認めつつも、社会状況の急激な変化を踏まえた検証・評価を行い、上越市地域福祉計画をはじめとした各種行政計画や民間計画としての上越市地域福祉活動計画と連携・連動することで、住民ニーズや生活課題に対応する内容としました。

住民の皆様がいつまでも住み慣れた地域で心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、職員一人ひとりが福祉の専門職としての自覚と責任に基づき行動し、住民や関係機関・団体の方々からの信頼を得ながら、地域福祉や福祉サービスを推進してまいりたいと意を新たにしているところであります。

令和3年3月

社会福祉法人上越市社会福祉協議会
会長 橋本眞孝

【目 次】

	ページ
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨、目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 福祉を取り巻く現状	3
1 上越市の状況	3
(1)統計データから見る現状（統計データと考察）	3
(2)上越市の福祉の現状	1 1
2 上越市社会福祉協議会を取り巻く状況変化	1 2
(1)社会情勢の変化	1 2
(2)事業活動及び財政面の現状	1 3
3 第2次計画の検証	1 4
第3章 上越市社会福祉協議会の理念と目標	1 6
1 基本理念	1 6
2 基本目標	1 6
・上越市社会福祉協議会第3次運営・事業実施計画体系図	1 9
第4章 実施方針及び事業計画	2 1
《基本目標1 誰からも信頼される社協づくり》	2 1
(1)地域をつなぐ社会福祉協議会としての社会的責任・役割を果たすための機能強化	2 1
(2)確実に事業を実施していくための健全な法人運営	2 2
(3)社会福祉協議会職員としての使命・役割を遂行するための人材育成	2 3
《基本目標2 住民主体による地域福祉の推進・拡充》	2 4
(1)一人ひとりを大切にする地域づくり（意識）	2 4
(2)福祉を担う様々な人材が溢れる地域づくり（人）	2 5
(3)それぞれの特色を活かして支え合いの活動がつながる地域づくり（仕組み・活動）	2 5
《基本目標3 利用者本位の福祉サービスの強化》	2 7
(1)つながりを深める支援体制の強化	2 7
(2)個別ニーズに対応できる福祉サービスの質向上	2 8
(3)地域ニーズに応える福祉サービスの提供	2 9
第5章 計画の実現に向けて	3 0
1 計画の進捗管理	3 0
2 計画の評価	3 0
3 行政・関係機関・団体との連携	3 0
・項目別・事業別年次計画一覧表	3 1
・策定体制・専門部会名簿・経過	3 9

*制度や事業名等の語句や用語のうち、特に説明が必要と思われるものについては、文章の中で○○○○○のように標記し、そのページの下段部分に解説を記載しています。

*この計画に掲載した一部の写真は令和元年度以前に撮影したものです。新型コロナウイルス感染症発生以降はマスクの着用等、感染予防対策を徹底して事業を実施しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨、目的

上越市社会福祉協議会（以下、「上越市社協」という。）は、定款で定める「上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る」という法人の目的を達成するため、第1次運営・事業実施計画（計画期間：平成23年度から平成27年度。以下、「第1次計画」という。）、第2次運営・事業実施計画（計画期間：平成28年度から令和2年度。以下、「第2次計画」という。）を策定し、5か年ごとに計画の見直しを行ってきました。

この間、持続可能な組織であり続けるために、第1次計画及び第2次計画の基本理念を「共に生き共につくる福祉社会を目指して」とし、基本理念に基づいた基本目標とその実現に向けた具体的な活動内容を明確にしたうえで、各々の事業に取り組んできました。また、平成29年度に職員の行動理念を定めた理念ハンドブックを作成し、職員一人ひとりが社協職員として何を為すべきかを考えるとともに、全員が結束して各種業務を行う「理念型行動」を推進してきました。

国では社会福祉法人の制度改革が行われたほか、人口減少や高齢化などの社会状況が変化する中、地域共生社会の実現に向けた様々な取組が進められてきました。こうした取組は上越市社協がこれまで取り組んできた事業と方向性は一致しており、今後も自信を持って事業を進めていくことが必要と考えています。

また、近年、各地で大規模な自然災害が発生しているほか、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体に不安感が増しているとともに、地域に目を向けると人と人のつながりや支え合いの機会の減少、人間関係の希薄化などが顕著になっています。

これらの社会情勢を踏まえ、これまで取り組んできた事業を検証し、下記の基本的な考え方に基づき、第3次運営・事業実施計画（以下、「第3次計画」という。）の策定を進めました。

- ・持続可能な組織運営
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・利用者本位（本意）の福祉サービスの展開

第1次計画、第2次計画では、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進に取り組んできましたが、社会福祉法の改正により、これまで以上に地域との関わりを持った活動が強く求められています。今後の5年間は、更に組織や事業の見直しと効率的な事業運営を行い、限られた資源を最大限に活用しながら、社会福祉法人としての役割である地域福祉の推進に取り組んでいきます。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、第1次計画及び第2次計画の取組と検証を踏まえ、上越市社協が地域福祉を推進するための使命、責任及び目指すべき方向性を明確化するものです。

また、この計画は地域福祉の理念計画である上越市地域福祉計画及び福祉分野における各行政計画、住民の地域福祉活動を計画化した上越市地域福祉活動計画、社協を含む福祉関係者の羅針盤となる全社協福祉ビジョン 2020と整合を図っています。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

地域包括ケアシステムのイメージ図。地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい、医療、介護、予防、生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したもの

出典：厚生労働省ホームページ



上越市地域福祉計画：社会福祉法第107条に基づき、上越市の健康福祉に関する各種計画を包含し、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画（計画期間：平成31年度～令和4年度）

上越市地域福祉活動計画：住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画（計画期間：平成31年度～令和4年度）

全社協福祉ビジョン 2020：社会福祉協議会、福祉組織・関係者が2040年を見据えつつ、当面2030年までの10年間における横断的な取組の方向性を示したもの

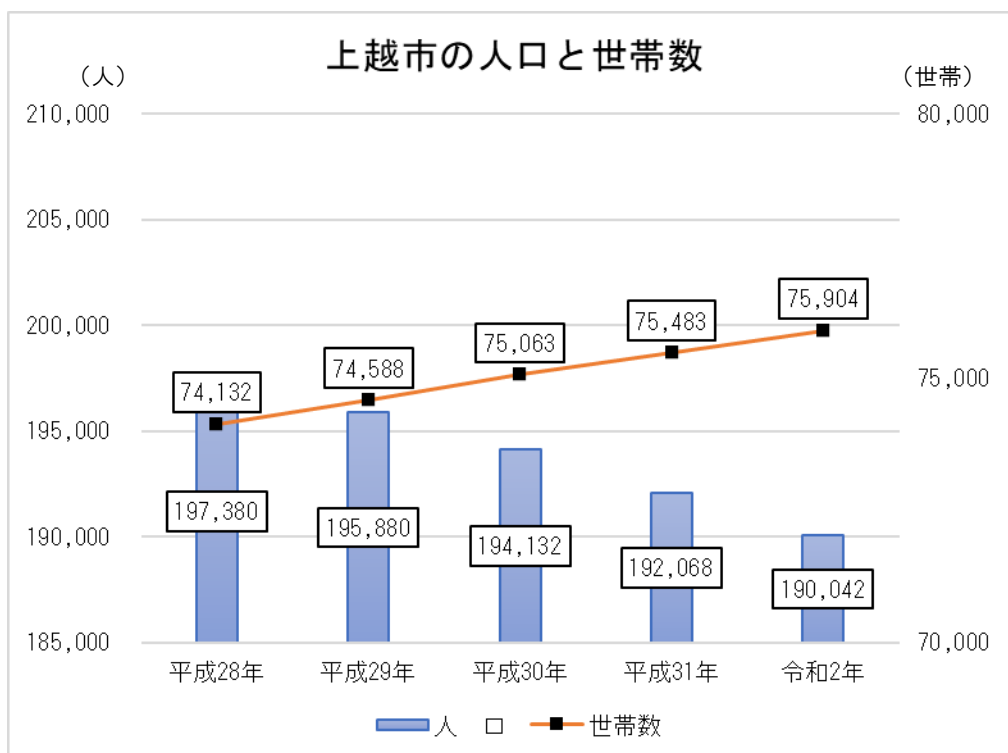
第2章 福祉を取り巻く現状

1 上越市の状況

(1) 統計データから見る現状(統計データと考察)

① 人口・世帯数の推移(「上越市住民基本台帳」から抜粋)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	197,380	195,880	194,132	192,068	190,042
世帯数	74,132	74,588	75,063	75,483	75,904

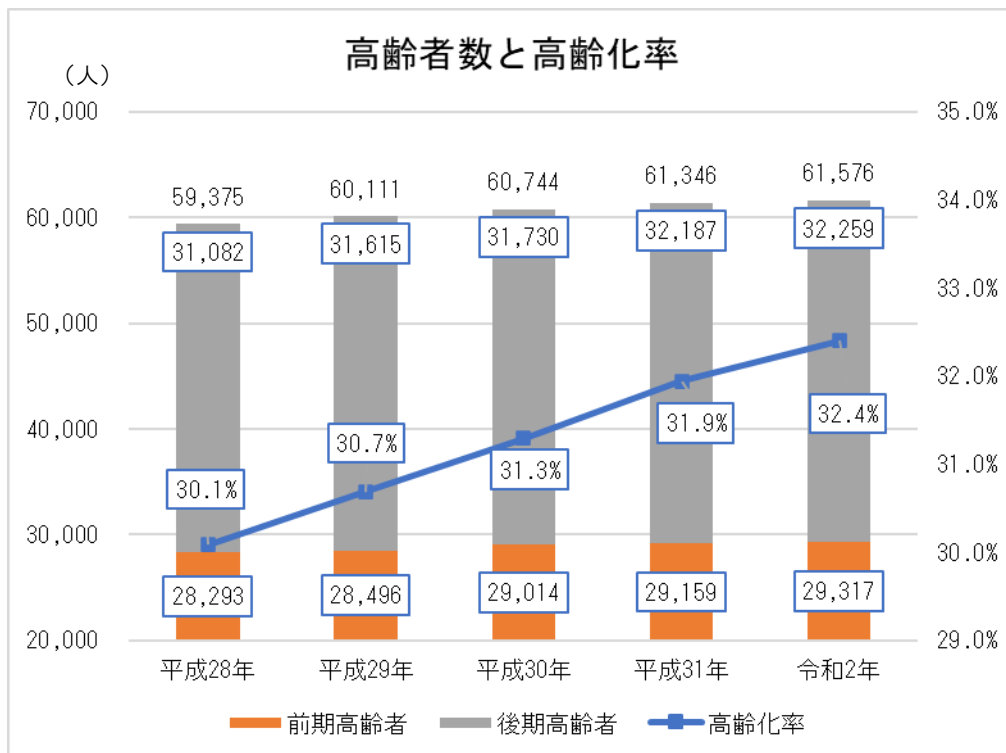


*各年3月31日

- 平成28年の人口は197,380人、世帯数は74,132世帯でしたが、令和2年では人口が190,042人(△7,338人:3.7%減少)、世帯数75,904世帯(1,772世帯:2.4%増加)になっています。
- また、一世帯当たりの構成人数を見ると、平成28年は平均2.66人でしたが、令和2年では2.50人になり、4年間で0.16人減少しています。
- 要因としては、就学や就労に伴う転居や核家族化等による世帯の分離などが考えられます。

② 高齢者人口の推移(各年版「上越市のふくし」から抜粋)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	197,380	195,880	194,132	192,068	190,042
高齢化率	30.1%	30.7%	31.3%	31.9%	32.4%
前期高齢者	28,293	28,496	29,014	29,159	29,317
後期高齢者	31,082	31,615	31,730	32,187	32,259
高齢者人口	59,375	60,111	60,744	61,346	61,576



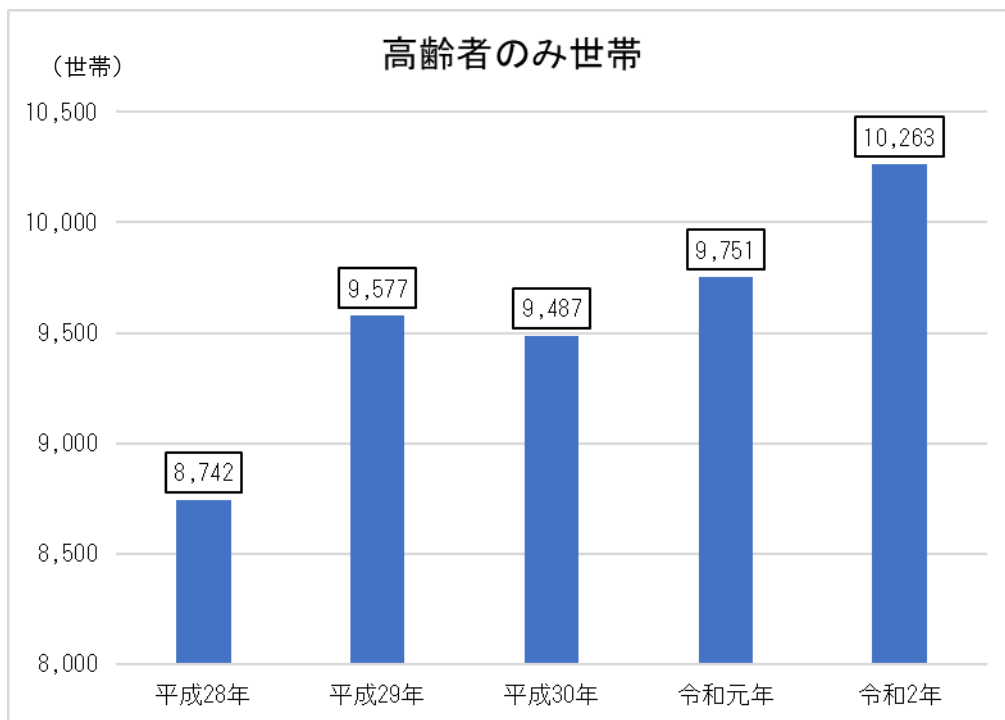
*各年 3月 31日

- 高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年には61,576人になり、平成28年と比較すると2,201人の増加(3.7%増加)となっています。
- また、高齢化率についても毎年0.5%前後増加しており、令和2年には32.4%(上越市民の約3人に1人が65歳以上の高齢者)となっています。
- 高齢者人口及び高齢化率の増加は今後も続いていくと考えられます。

上越市のふくし：毎年、上越市が発行する冊子。上越市の福祉施策の概要や実施状況をまとめたもの

③ 高齢者のみ世帯の推移(各年版「上越市のふくし」から抜粋)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
世帯数	8,742	9,577	9,487	9,751	10,263

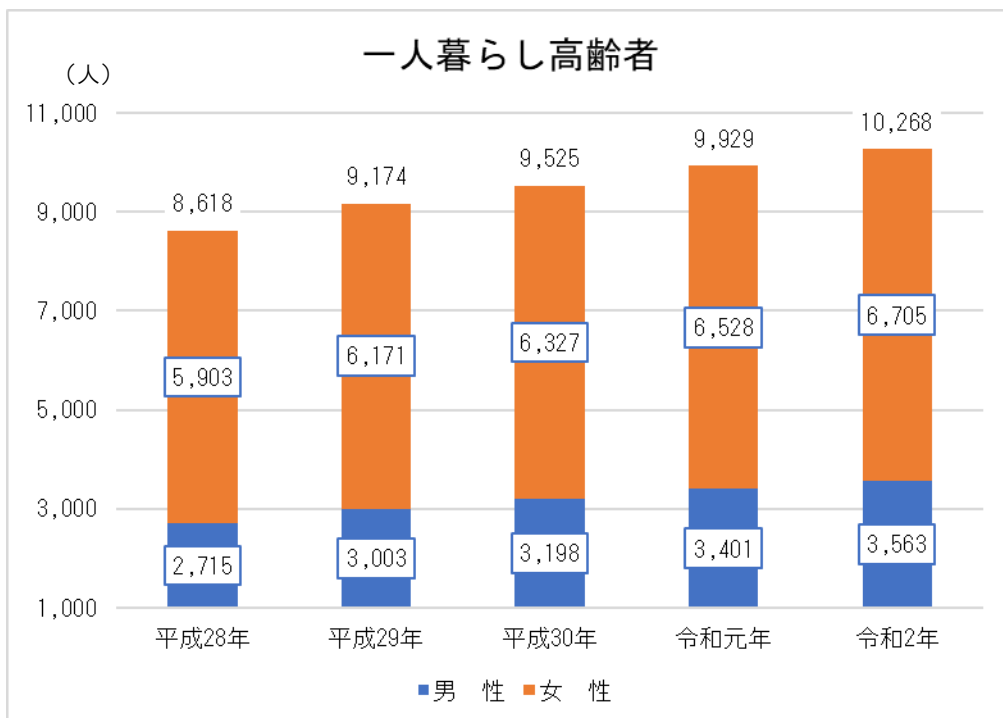


*平成 28 年：4 月 1 日 平成 29 年：9 月 1 日 平成 30 年：9 月 1 日
令和 元年：9 月 1 日 令和 2 年：4 月 1 日

- 高齢者のみ世帯は増加傾向にあり、総世帯数が平成 28 年から令和 2 年までの 4 年間で 2.4%増加したことと比較し、高齢者のみ世帯は 17.4%の増加となっており、急激に高齢者のみ世帯が増加している状況にあります。
- これは、世帯分離（核家族化）が進行していることが要因として考えられます。

④ 一人暮らし高齢者数の推移(各年版「上越市のふくし」から抜粋)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
男性	2,715	3,003	3,198	3,401	3,563
女性	5,903	6,171	6,327	6,528	6,705
合計	8,618	9,174	9,525	9,929	10,268



*施設入所者を除く

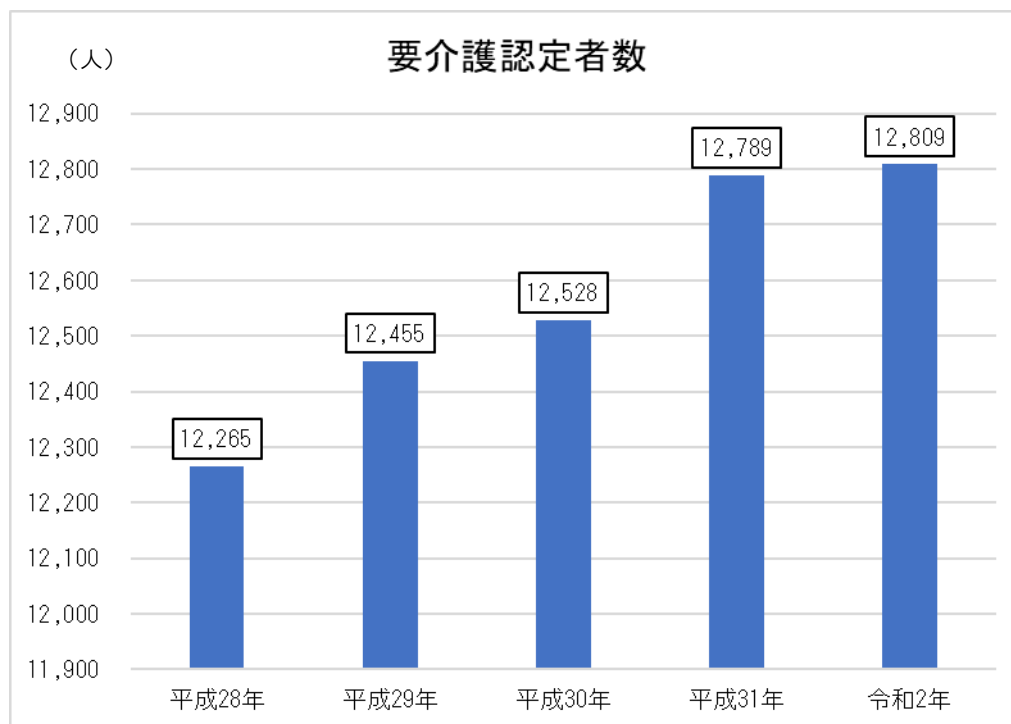
*平成28年：4月1日 平成29年：9月1日 平成30年：3月31日

令和元年：9月1日 令和2年：4月1日

- 一人暮らし高齢者数は、毎年約400人増加しており、上越市全体の世帯数の増加が毎年約450世帯であることと併せてみると、増加している世帯の大半が一人暮らし高齢者になっていると考えられます。
- 主な増加要因として、高齢者のみ世帯が増える中、夫婦世帯の一方が亡くなることが考えられます。

⑤ 要介護認定者数の推移(各年版「上越市のふくし」から抜粋)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
認定者数	12,265	12,455	12,528	12,789	12,809

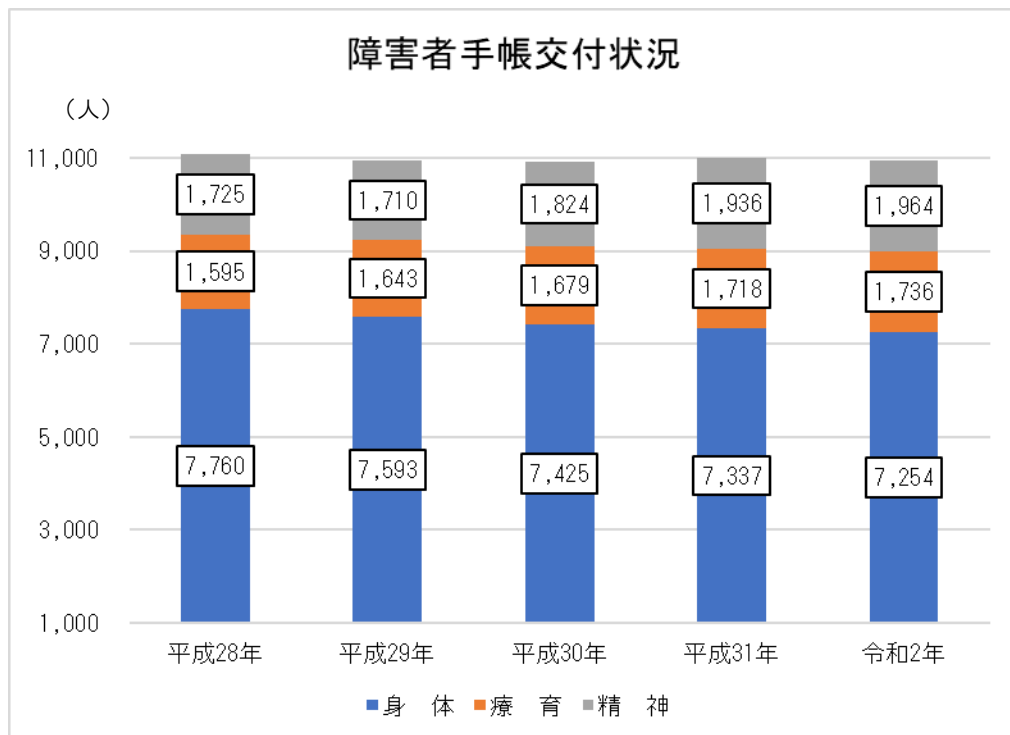


*各年 3月 31日

- 要介護認定者数は微増の状況が続いており、高齢者人口と併せてみても、高齢者の約20%が介護の支援を必要とする高齢者である半面、約80%の高齢者が自立した生活を送っています。
- 大幅に要介護認定者数が増加していない要因として、平成22年度に開始された高齢者健康支援訪問事業や平成27年度に始まった介護予防を目的とした通いの場の開催などの事業の成果が出ているものと考えられます。

⑥ 障害のある人の状況(各年版「上越市のふくし」から抜粋)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体	7,760	7,593	7,425	7,337	7,254
療育	1,595	1,643	1,679	1,718	1,736
精神	1,725	1,710	1,824	1,936	1,964



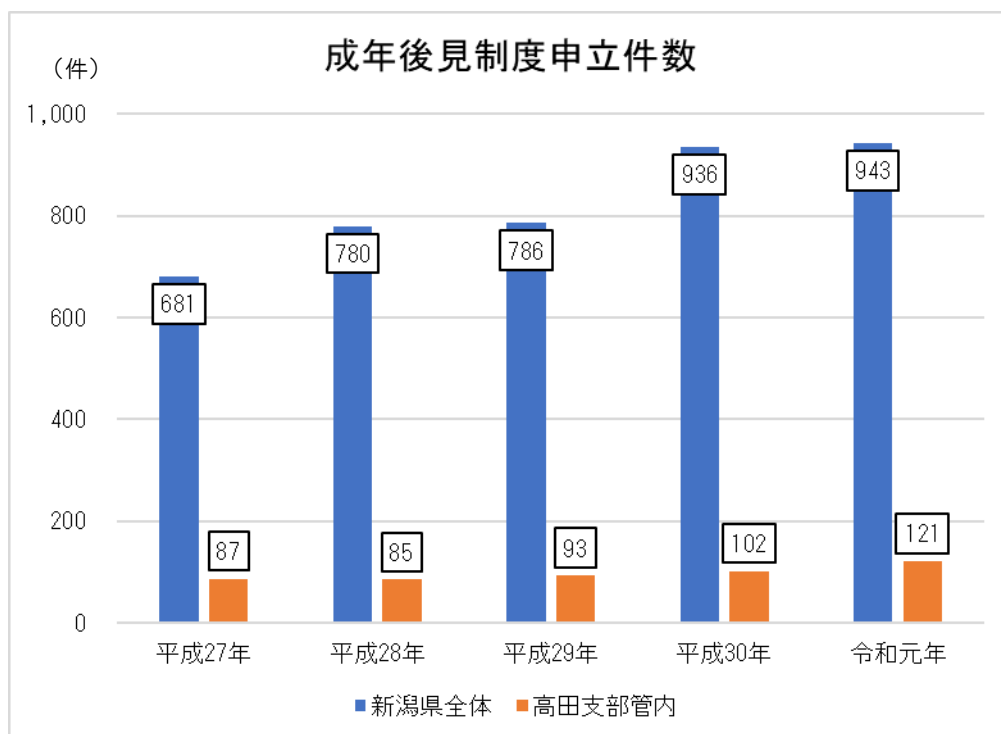
*各年4月1日

- 障害者の総数はほぼ横ばいであるものの、知的障害者や精神障害者は増加傾向にあります。
- 知的障害者の増加については、知的障害に対する認知度が向上し、手帳所持者が増えていることが要因として考えられます。
- また、精神障害者の増加については、特にうつ病など気分障害の患者数が増え、長引く不況などによる労働環境の悪化や生活不安などのストレスの増加が原因と考えられます。

⑦ 成年後見制度申立件数

(各年度版「成年後見制度に関する実態調査結果」から抜粋)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
新潟県全体	681	780	786	936	943
高田支部管内	87	85	93	102	121



*各年 12月31日

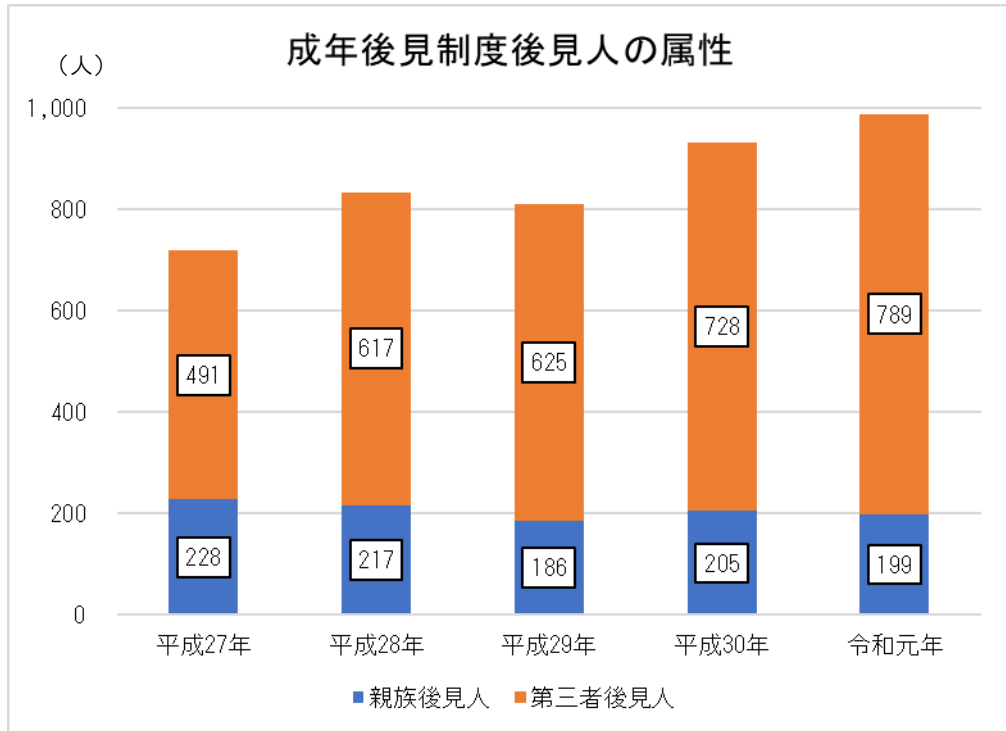
- 新潟県全体の申立件数は年々増加しており、平成27年から令和元年までの4年間で262件の増加(38.5%の増)となっています。
- また、家庭裁判所高田支部管内においても同様の傾向があり、この4年間で34件の増加(39.1%の増)となっています。
- これは、制度利用者の約7割を占める高齢者が年々増加しているといった社会的背景に加え、国でも平成28年に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度周知などの各種取組を推進してきたことが影響していると考えられます。

成年後見制度利用促進基本計画：成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための計画(計画期間：平成29年度～令和3年度)。国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組むこととなっている

⑧ 成年後見制度後見人の属性

(各年度版「成年後見制度に関する実態調査結果」から抜粋)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
親族後見人	228	217	186	205	199
第三者後見人	491	617	625	728	789



*各年 12 月 31 日

- 後見人の属性では平成 27 年から令和元年までの 4 年間で、親族後見人は減少傾向にある反面、弁護士、司法書士、社会福祉士（3 士会）等に法人を加えた第三者後見人は 298 件の増加（60.7%の増）となっています。
- 主な要因としては、核家族化等により親族後見人を担える親族がいない家庭が増加しているといった社会的背景に加え、後見人に専門的知識が求められるケースが増えてきていることが考えられます。
- 申立件数の増加と併せてみると、現在の第三者後見人の受け皿では、受任することが困難になってくることが予測されています。

(2) 上越市の福祉の現状

上越市では、高齢者を対象に住民互助の地域支え合い体制による支援等、地域包括ケアシステムを推進しており、この取組を更に拡充し、障害のある人や子ども、子育て中の人などにも対象を広げた「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めていくこととしています。

また、上越市は、第1次地域福祉計画の計画期間終了後、具体的な事業の推進を健康増進計画や障害者福祉計画等の個別計画に委ねてきましたが、地域における支え合い体制の強化を図るため、平成31年3月に健康福祉に関連する各種計画を包含し、福祉関係施策を総合的に推進する理念計画として第2次地域福祉計画を策定しました。

さらに、上越市社協では、住民や関係機関・団体が主体的かつ継続的に地域福祉活動を実践することができるよう、市の地域福祉計画と連携・協働する民間の計画として、平成31年3月に上越市地域福祉活動計画を策定しました。この地域福祉活動計画に基づき、各地域では地区地域福祉活動計画の策定が進められています。

このように、当市では上越市及び上越市社協ともにそれぞれ目指すべき地域福祉の将来像を描いた計画が策定されている中で、住民や関係機関・団体が自主的・主体的に地域福祉を推進する取組が進められています。



上越市地域福祉活動計画
と地区地域福祉活動計画

上越市版地域包括ケアシステム：地域包括ケアシステムの対象を障害のある人や子ども、子育て中の人など、全ての人に拡充し、様々な取組と連動させながら、自助・互助・共助・公助が機能するシステム

健康増進計画：健康増進法第8条に基づき、上越市の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本方針として定めた計画（計画期間：平成25年度～令和4年度）

障害者福祉計画：障害者基本法に基づき、障害者福祉の推進にかかる理念や基本的な施策の方向を定めたもの。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業を円滑に実施するために、成果指標・活動指標を定めたもの。児童福祉法に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や実施に関する事項を定めたもの（計画期間：平成30年度～令和2年度）

地区地域福祉活動計画：上越市地域福祉活動計画に基づき、28地域自治区を基本的な範囲として策定される民間の活動・行動計画

2 上越市社会福祉協議会を取り巻く状況変化

(1) 社会情勢の変化

① 地域共生社会の実現に向けた取組

国では地域共生社会の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」や「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」に基づき、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会に向けた取組を進めています。そのために、地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用を取組の骨子とし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正や民間活力による社会的事業を開発・普及するための環境整備事業の実施等、基盤整備を図っています。また、今後は地域課題の解決力強化のための体制を全国的に整備するための支援方策の検討（制度のあり方を含む）等を行うこととしており、上越市社協もこのような動向を捉えた事業を展開していく必要があります。

② 誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現に向けた取組

2015年の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が全会一致で採択され、2030年を年限とする17のゴール（共通目標）と169のターゲットが示されました。国ではSDGs推進本部を設置し、アクションプランに基づく取組支援を行っており、近年多くの自治体、企業、団体等が本来の事業活動に加え、SDGsに沿った新たな取組を推進しています。

このようにSDGsへの社会的な関心が高まる中、上越市社協としては、17のゴールのうち、目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」等は福祉分野に密接に関係する内容と捉え、今後の取組に反映していくことが必要と考えています。

③ 新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の変化

新型コロナウイルスの感染拡大によって、市民の暮らしに新しい生活様式が求められ、多くの人々が3密（密閉、密集、密接）を避ける生活を送っています。福祉の面からこのことを捉えると、外出を控えたり、人と会わなかったりすることで引きこもりの増加や認知症の悪化が生じていると言われていています。また、近年DX（デジタル・トランスフォーメーション）の概念が社会に浸透しつつありますが、新しい生活様式に対応するため、オンライン会議やオンライン面談等の取

ニッポン一億総活躍プラン：女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、あらゆる場で、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現を目指すもの
地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）：地域共生社会の実現に向けて、関係法令の改正等、当面実施すべき事項をまとめたもの
新しい生活様式：新型コロナウイルスの飛沫感染や接触感染等の対策を生活に取り入れたもの
DX（デジタル・トランスフォーメーション）：情報技術（IT）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念

組が急速に広がり、国でも令和2年版厚生労働白書において、生涯現役の就労と社会参加や多様な担い手が参画する地域活動の推進には、共通事項としてDXへの対応が必要とされています。

上越市社協はこれまで福祉サービスの提供に際しては、人が集まり協働する（密集）、利用者の表情や小さな変化を見逃さない（密接）を重要視した取組を推進してきましたが、今後は新しい生活様式が広がる中で、利用者の願いや想いを大切にしながら新たなサービス提供を創造していくことが必要になります。

（2）事業活動及び財政面の現状

上越市社協の収入のうち、約88%を占める介護保険事業及び障害福祉サービス事業に関しては、3年に1度報酬改定が行われ、直近の平成30年4月改定では介護報酬の改定率が+0.54%、障害福祉サービス等報酬の改定率が+0.47%となりました。しかし、前回の改定は職員の処遇改善の多くが加算等報酬であることから基本報酬はマイナスとなっており、上越市社協が実施している福祉サービスに関しては、厳しい報酬改定の内容となっています。この報酬改定は、令和3年4月に行われることとなっており、介護報酬の改定率が+0.7%、障害福祉サービス等報酬の改定率が+0.56%と方針が決定されました。この改定には新型コロナウイルス感染対策として、令和3年10月まで暫定的に0.05%が含まれており、改定全体の構成は前回の改定同様に、加算等報酬の算定構造となっています。加算等報酬は、事業種別毎に内容が異なることから、上越市社協にとっては、一概にプラス改定とは言えない内容となっています。

さらに、第3次計画期間中の令和6年4月にも改定が行われることとなっており、国の財政状況を鑑みても厳しい状況が予測されます。一方、支出では経費の削減は図っていますが、約77%を占める人件費については、社会的に人材不足が指摘されている中、特に福祉人材の確保が難しく、大幅な削減は困難な状況にあります。また、上越市社協の建物資産では、約7割の施設が建設から耐用年数の半分を経過しており、今後、経年劣化による大規模修繕や設備の入替等が予測されます。

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保

令和3年度介護保険報酬改定における主な改定内容

3 第2次計画の検証

第3次計画の策定に際しては、第2次計画の個別事業で掲げた取組項目の実施状況、取組実績から効果や目標の達成度等について検証・評価し、基本目標ごとに成果・課題を明らかにしました。

(1) 地域に信頼される社協づくり

地域から信頼される組織づくりを目指し、社会福祉法の改正に基づき、内部管理体制の構築に向けて取り組むなど、計画に沿った組織体制整備を図ってきました。

一方、法人運営における重要な要素である財政については、市民への会費納入依頼や介護保険料収入の増収に向けた取組を行いました。市民や企業の景況感の悪化や介護保険制度の報酬単価の見直しなど、当初想定した以上に社会情勢が大きく変化する中、各収入は減少傾向にあります。

今後はこれまで以上に経営状況が厳しさを増していくと予測されるため、社協の使命や取組事業の必要性等を市民や関係団体と共有し、信頼に基づいた経営力の強化に一層取り組む必要があります。

(2) 住民主体による地域福祉の推進

第1次計画の「住民参加」を第2次計画では「住民主体」とし、住民一人ひとりが主役となり主体性に基づいて行動するための各種取組を実施しました。

特に住民福祉会の設置や上越市地域福祉活動計画に基づく地区地域福祉活動計画の策定など、地域自治区ごとの住民主体の取組は広がりを見せています。

さらに、地域福祉活動に関係する機関・団体とは様々な事業展開を通して地域福祉の推進に向けて協力・連携・協働の関係性を強化することができました。

今後は住民自身が自らの取組を計画化した（地区）地域福祉活動計画の内容を重視した地域福祉活動を展開するため、社協職員が地域に出向くアウトリーチの強化と地域情報の把握・分析を行う地域アセスメントの体制整備等を図っていく必要があります。

アウトリーチ：福祉の専門職が積極的に地域に出向いて個別訪問を行ったり、集会の場に赴いてニーズを発見したりする活動

地域アセスメント：地域が直面する課題や社会資源の状況、地域住民の意向について総合的に分析、明確化すること

(3) 利用者本位の福祉サービスの提供

利用者の尊厳、自己決定を重視した福祉サービスを提供するため、外部評価機関が実施する第三者評価制度の導入や利用者と家族に対してアンケート調査を実施するなど、客観的視点を用いて提供している福祉サービスの内容確認と見直しを図り、個別ケアを推進する取組を行いました。

また、地域自治体を基本的な圏域として取り組まれている地域包括ケアシステムの構築・推進に向けては、関係機関・団体との連携は深まってきたものの、複雑化する生活課題に対応していくためには、より能動的な取組が求められています。

さらに、年々変化している福祉ニーズに対応していくためには、今後も福祉の専門性の向上と福祉サービスの質の向上にも、継続的に取り組んでいく必要があります。



職員ワーキングで第2次運営・事業実施計画を検証

第三者評価制度：社会福祉法第78条に基づき、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組み

第3章 上越市社会福祉協議会の理念と目標

1 基本理念

◆ 共に生き共につくる福祉社会を目指して ◆

～いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を～

人口減少や少子高齢化の進展、価値観やライフスタイルの変容などにより、複雑化、多様化している生活課題に対応していくため、今後一層、住民主体の取組を推進していく必要があります。そのためには、住民はもとより行政、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担いながら相互につながり、支え合い、助け合う地域づくりを進めていくことが求められます。

とりわけ、現在新型コロナウイルスの感染拡大によって、人と人との距離を保つことが求められる中で、社会では孤独感や孤立感を抱えている方が増加しています。

平成29年に上越市社協が基本理念の実現を図るため新たに掲げた行動理念『あなたを独りにはしない』は、このような社会状況にあってこそ必要なものとなっています。

「独りにはしない＝相手がいるから幸せになれる」という考えに基づき行動することにより、「共に生き共につくる」という想いを共有し、それぞれが社会に貢献して力を合わせ、住み慣れた地域で健やかに暮らし続けることができる福祉社会の実現を目指します。

2 基本目標

上越市社協は第3次計画の策定にあたり、地域福祉を推進する中核的な団体として、さらなる事業運営の発展・強化を図るため、第2次計画での取組を検証するとともに、長期的な視点から基本目標の見直しを行いました。

上越市社協があらゆる個人、団体からの信頼を得て、「協議会」としての役割を果たすため、これまで以上に住民や関係機関・団体等とのつながりを強め、職員が誇りを持って生活課題の解決に向けた取組を推進していけるよう、法人の体制強化を図ります。

また、地域に足を運び、住民と共に考え、必要な支援を行うことにより各地域で住民主体の福祉活動が広がるよう事業を展開するとともに、福祉サービスの実施にあたっては、支援が必要な方々の想いに寄り添い、必要なサービスを安定的に提供することで、個々の生活を支えていきます。

行動理念「あなたを独りにはしない」：社協の基本理念を実現するために、日々の業務における行動の考え方を定めたもの。「あなた」とは、日々共に働く職員、地域の方々、事業の利用者のことを指し、社協職員は「あなた」の幸せを最大限に応援する存在になるという行動理念

基本目標 1 誰からも信頼される社協づくり

第1次計画及び第2次計画では「地域に信頼される社協づくり」を基本目標の一つとし、経営管理体制の強化を図るため、法人制度改革に対応した組織体制や内部管理体制の構築に取り組んできました。今後、さらに公益性と透明性の高い事業運営と事業を継続するための組織づくりを進めていきます。

第3次計画では、地域住民をはじめ行政、関係機関・団体など、あらゆる方面から信頼される社協を目指し、協働を基にした取組を進めていきます。また、職員一人ひとりが理念型行動を実践するために定めた「あなたを独りにはしない」とう行動理念のもと、地域福祉を推進していきます。

こうした取組を通じ、基本目標2及び基本目標3の達成を目指すことができる基盤づくりを進めていきます。



基本目標 2 住民主体による地域福祉の推進・拡充

第2次計画では、「住民参加による地域福祉の推進」から「住民主体による地域福祉の推進」へと基本目標を見直し、地域における福祉活動を計画化した「上越市地域福祉活動計画」の策定や活動を実践していく基礎組織となる「住民福祉会」の普及に努めるなど、住民の福祉に対する意識向上を図るとともに、自主的な福祉活動の支援を進めてきました。

さらなる少子高齢化、人口減少を背景に社会的孤立が顕在化し、自殺者や引きこもりが増加するとともに、除雪、買い物の困難さといった生活上の課題を支える担い手が減少しています。このような状況にあっては、上越市社協の基本理念とともに国が進める「地域共生社会」の実現を目指し、住民、行政、福祉団体、企業等が力を合わせ、多様化、複雑化する生活課題の解決に向かっていく必要があります。

上越市社協は住民の暮らしと地域を豊かにしていくため、「上越市地域福祉活動計画」の実施方針として掲げられている「意識」、「人」、「仕組み」、「活動」づくりを推進し、住民の福祉に対する理解や主体的な地域福祉活動が広がるよう取り組みます。また、重点項目を絞った事業展開や専門性を活かした個別支援を進め、関係機関・団体等との連携、協働を図ります。

基本目標 3 利用者本位の福祉サービスの強化

利用者本位の福祉サービスの実現には、相手の立場に立ったサービス提供が求められます。一人ひとりが描く想いや願いに基づいた多様な福祉ニーズに対応していくため、福祉サービスを利用する一人ひとりの自己決定を大切にし、本人を中心とした個別ケアの推進に取り組みます。

また、地域生活を支えるという視点に立った取組には生活全般へのアプローチが必要になることから、地域の関係機関・団体やボランティア等と幅広く連携し、地域の支援拠点やネットワークづくりを進めながら総合的なサービス提供を目指します。

上越市社協では、福祉サービスの提供にあたり、「利用者本位」に「利用者本意」を併せた視点を深めて、サービスを利用する人の「生活の質」の維持・向上を常に考え、住み慣れた地域での生活を支援していくため、地域に必要な福祉サービスを継続していきます。



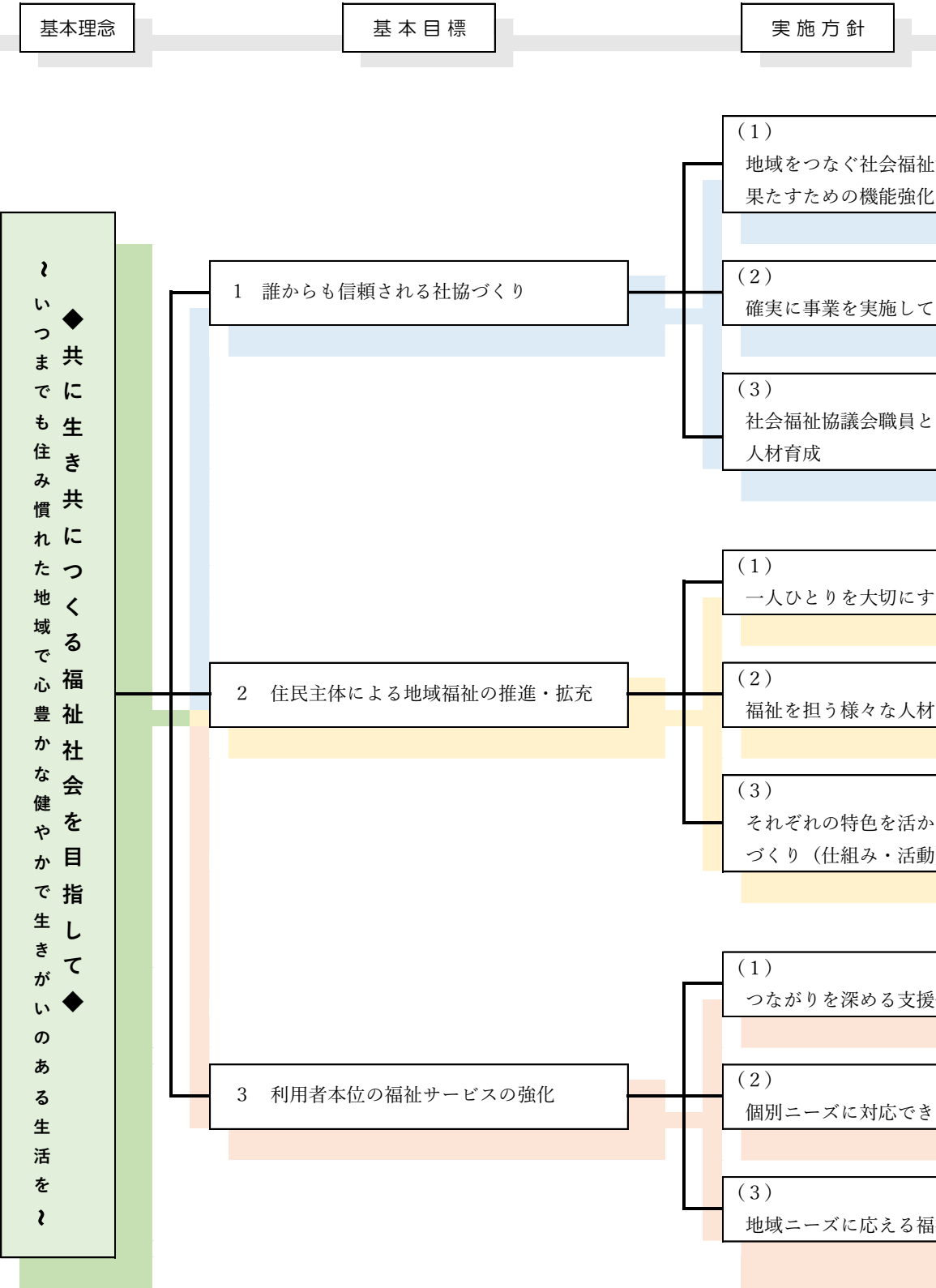
基本目標 2

住民主体による地域福祉の推進・拡充のための福祉教育推進事業

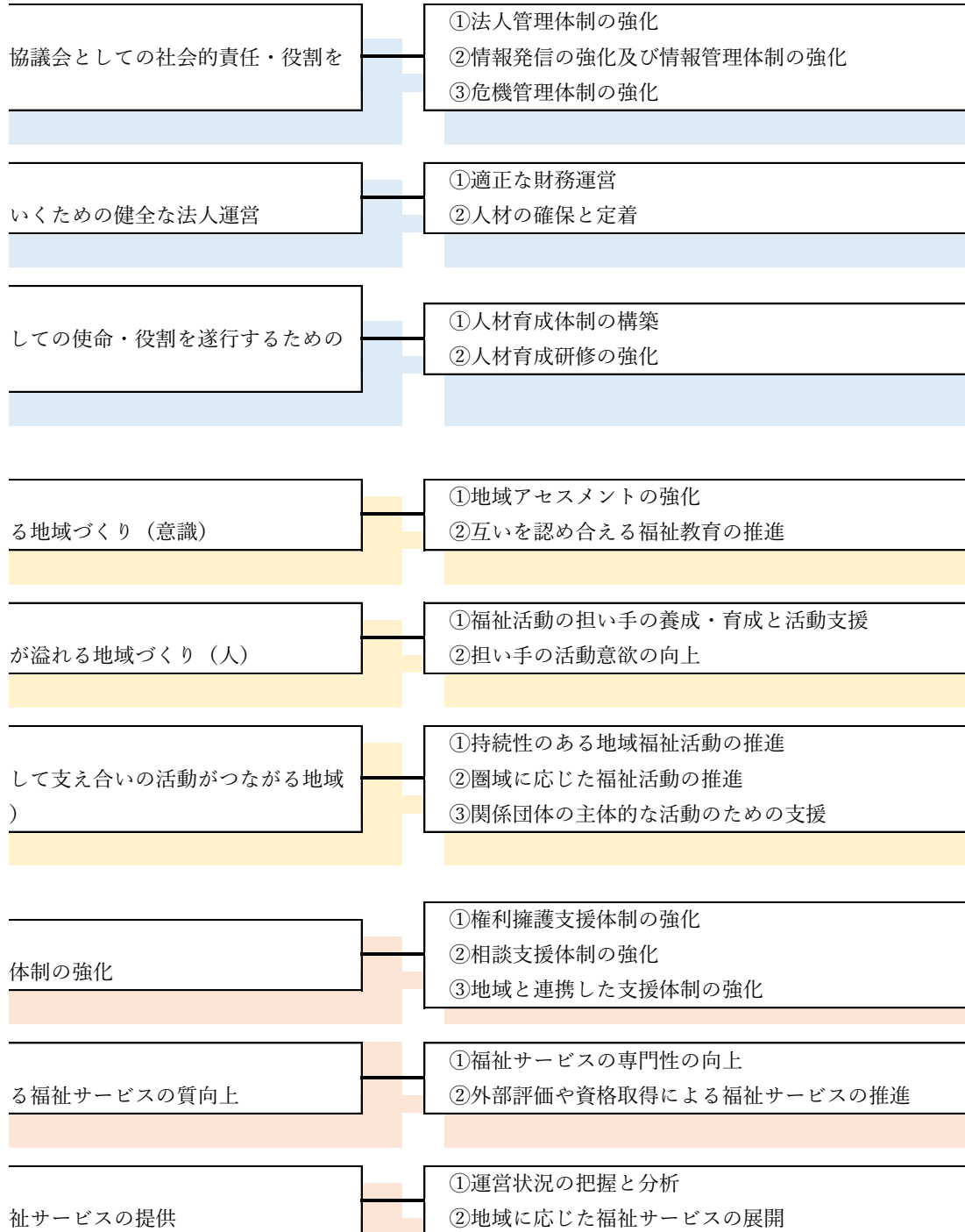
上：春日新田小学校でのポッチャ体験

左：直江津中等教育学校での車いす体験

上越市社会福祉協議会第3次運営・事業実施計画体系図



大 区 分



第4章 実施方針及び事業計画

基本目標1 誰からも信頼される社協づくり

(1) 地域をつなぐ社会福祉協議会としての社会的責任・役割を果たすための機能強化

少子高齢化、人口減少の進行といった社会状況の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、人々の生活環境や生活様式が大きく変わり始めています。このような変化によって様々な困難を抱える人が増加している中、社会からの孤立を防ぎ、その人らしい生活を送るためには、住民同士が日々の暮らしの中で支えあい、生活課題の解決に向けて必要な活動を創造していくことが必要です。そのために、地域で活動する様々な人、関係機関・団体、企業等をつなぐ「連携・協働の場」の役割を果たせるように、機能強化を図っていきます。

① 法人管理体制の強化

社会福祉法人制度改革に伴い、経営基盤の強化や透明性の確保を図るため、内部管理体制の構築を進めてきましたが、今後はより一層の組織力の強化に取り組んでいきます。

本所・支所の役割については、これまで支所との連携・協力体制の見直しや上越支所の再編を行ってきましたが、今後は地域福祉を支える支所機能のあり方、事務の効率化に加え、効果的な地域福祉拠点としての位置付けを見据えた検討を進めます。

また、組織の機能強化には安全で安心な職場づくりが必要なことから、健康増進や事故防止の取組を推進します。そのために職員の声を受け止め、職員が主体的に安全推進に関わることができる体制を整え、働きやすい職場づくりを進めます。

☞項目別・事業別年次計画一覧表（以下、「一覧表」という。） P31

② 情報発信の強化及び情報管理体制の強化

ふれあいいきいきサロンや住民福祉会の取組など、地域における様々な福祉活動の発信は、新たな活動が広がるきっかけとなり、活動に対する共感や応援につながっていきます。上越市社協の事業や活動についても、その目的や意義がわかりやすく伝わるように効果的な情報発信に取り組みます。

これまで福祉活動の情報を届けていた社協だよりも、全戸配布から回覧へと変更になるなど、情報発信の現状が変わってきていることから、市民の声や意見を聞き取りながら、市民が求める情報発信を強化していきます。

また、情報技術(IT)は、今後一層の進化・発展が見込まれます。情報技術の活用に向けた検討を進めるとともに、組織全体の情報管理体制を検証し、特にセキュリティ対策の強化に努めていきます。

☞一覧表 P31

地域福祉拠点：地域福祉を推進するために必要な拠点（場所）

③ 危機管理体制の強化

近年多発する自然災害、新たな脅威となっている新型コロナウイルス感染症等への対応に加え、言葉によるものを含む暴力や犯罪など、危機管理の対象となる事柄は多様化しています。これらの事柄から福祉サービス利用者、法人組織、職員を守るため、現在のリスクマネジメントを検証し、危機管理体制の強化を図ります。

特に、既に策定している自然災害や感染症に対応する行動基準及び対応マニュアルを見直すとともに職員への周知・徹底を図り、計画・想定訓練・検証・改善の取組を継続していきます。

☞一覧表 P 32

(2) 確実に事業を実施していくための健全な法人運営

現在、介護保険事業収入をはじめとする主な収入が年々減少している状況にあつて、令和4年度には上越市から無償譲渡された介護施設等が譲渡後10年目を迎え、譲渡条件であつた事業継続期間が満了します。こうした機会に、改めて上越市社協が「社会福祉協議会」、「社会福祉法人」としての責任と役割を果たすため、福祉ニーズを把握しながら、今後の経済動向をふまえた事業運営を計画、実行、検証のサイクルに従い確実に実行していきます。

また、法人運営には支出管理及び将来への投資を含めた総合的な視点を持つことが必要なことから、経営層はもちろん現場の声や提案を活かして取り組んでいきます。

さらに、社会全体で労働力の減少が想定される中、人材は健全な法人運営の重要な資源と捉え、福祉サービスを担う外国人を含む多様な人材の確保と定着に取り組めます。

① 適正な財務運営

上越市社協の財源は、会費に加え寄付金・共同募金配分金等の市民・企業・地域からの民間財源、補助金・委託金等の自治体からの公的財源、そして介護・障害福祉サービス等による事業財源から成り立っています。しかし、これらの財源は年々減少しており、従来の取組では収益改善は見込めないことが予想されます。

そのような状況の中、着実に事業を実施していくためには、事業計画、修繕・固定資産入替計画から構成される財務計画の策定と進捗管理を行っていく必要があります。特に、財源の確保については、現状の手段と方法を検証するとともに、新たな財源を得るための検討を行います。

☞一覧表 P 32

行動基準及び対応マニュアル：災害等が発生した場合に職員の参集基準や各部門が行うべき対応方法等を示したもの

修繕・固定資産入替計画：上越市社協が管理する施設の修繕や所有する車両等の固定資産の入替の必要性と実施について中長期的な視点で計画化したもの

② 人材の確保と定着

近年、福祉の道を志す学生や福祉を学んだ学生が、実際に福祉の仕事に就く割合が減少しています。経営に不可欠な人材の新たな確保と定着を図るため、雇用計画に基づいた採用を実施するとともに、職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう、現在のキャリアパスの充実と人事評価制度の導入について検討します。

☞一覧表 P 33

(3) 社会福祉協議会職員としての使命・役割を遂行するための人材育成

社会福祉協議会の使命と役割を遂行するため、所属に関わらず地域福祉を担う人材として行動できるよう、一人ひとりの資質向上を図ります。

① 人材育成体制の構築

計画的な人材育成を進めるため、職員が参画しながら人材育成方針の明確化と体制の見直しを行います。

さらに、社会福祉協議会の仕事は知識や技術に加え、対人援助の力が重要であることから、日常の業務において上司や同僚と共に学び、成長することに重点を置いた取組を進めます。

☞一覧表 P 33

② 人材育成研修の強化

人材育成については、研修を大きく階層別、専門別、課題別に分けて実施します。階層別研修では、職員が自らの役割や各々の職責についての理解を深めていきます。併せて、担当職務に必要な知識と技術の習得を支援する専門研修体系を整備するとともに、職務に関わらず職員共通となる課題をテーマとする課題別研修を実施します。

☞一覧表 P 33



職員の内部研修会

キャリアパス：ある職位に就くまでに辿ることとなる経験や順序

人事評価制度：評価に基づく従業員の育成を通して生産性の向上を図り、目的達成や業績向上につなげるためのシステム

基本目標 2 住民主体による地域福祉の推進・拡充

(1) 一人ひとりを大切にする地域づくり（意識）

一人ひとりが自分の暮らしている地域の歴史的な背景や文化を知り、愛着を持つことで、暮らしやすい地域をつくろうという意識が高まります。

また、地域の福祉課題を住民同士が共有し、共感することにより、課題を解決するための具体的な行動、活動につながっていきます。

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、こうした地域への想いとともに入りの多様性を認め、支え合う意識が必要となります。

地域における様々な生活課題に対して、「他人事」ではなく「我が事」として捉えて行動できる住民意識を醸成し、共に暮らす一人ひとりを大切にする地域となるよう、地域の状況把握、情報発信に努めるとともに心配りや助け合いの意識づけを図ります。

① 地域アセスメントの強化

これまで、事業や活動を通じて地域の状況把握を行ってきましたが、地域ごとの詳細な内容の整理や効果的な活用には至っていませんでした。

今後は、住民の地域に対する意識をさらに高めるため、地域に出向いて社会資源、活動内容等のきめ細かな状況把握に努めます。そのために地域アセスメントの実施によるデータの整理・分析やマップ作成等による地域の可視化を図るとともに、住民の声を丁寧に聞き取り、地域の弱み・強みを整理します。また、この情報を地域にフィードバックしながら、住民や関係機関・団体と共に目指すべき地域像を描き、その実現に向けた協力や支援を行っていきます。 [☞一覧表 P 34](#)

② 互いを認め合える福祉教育の推進

福祉の意識づけを図るための「福祉教育」については、住民の主体的な行動・活動につながる重要な要素と位置づけ、取組を進めてきています。

子どもたちに対する福祉教育については、一人ひとりが福祉に関心を持ち、生活課題と向き合う風土をつくるため、「お互いを認め、支え合う関係を築くことができる人」という人物像を目指し、教育委員会の方向性や考え方を把握しながら連携していきます。

また、年代や対象別に福祉教育プログラムを整理、体系化していくとともに、適時適切な福祉課題をテーマにしたイベントや講座の開催、個別の事業や活動を通じて、住民や企業、関係機関・団体等への福祉の周知、啓発を図ります。

[☞一覧表 P 34](#)

福祉教育プログラム：上越市社協が福祉教育を推進する上で実施できる内容をまとめたもの

(2) 福祉を担う様々な人材が溢れる地域づくり（人）

複雑化、多様化する生活課題の解決を図る取組を実践していくためには、活動の担い手とともに活動を支え、応援する人や環境を整えていくことが不可欠です。

住民一人ひとりが地域福祉を担う貴重な人材として、それぞれの立場で活躍し、力を合わせることで、暮らしやすい地域づくりが進みます。

そのため、本所・支所の連携体制により、これまで以上に人材の発掘や養成、育成を進めるとともに、既に地域で行われている活動の継続や活性化を図るため、活動者の意欲を高め、元気な高齢者や将来を担う若い世代の参加・参画を広げていく取組を実践していきます。

また、中山間地域など担い手不足が顕著な地域においては、地域自治区の圏域に捉われない人材養成や都市部からの支援など、活動の体制づくりに取り組み、人材の確保に向けた事業展開を図ります。

① 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

地域からの情報や事業・活動を通じた人材の把握、ボランティア情報の発信等により、多くの住民を福祉活動への参加、参画につなげるとともに、人材を養成する体験型講座の開催や生活支援などの既に様々な活動をしている方々のスキルの維持向上を図るフォローアップの取組を地域ごとに実施し、人づくりを推進します。

また、活動の調整やボランティア保険の加入促進を行うとともに、活動者からの相談や活動の活性化に向けたアドバイスを行うなど、活動支援の取組を強化します。

☞一覧表 P 34

② 担い手の活動意欲の向上

生き生きと福祉活動が継続できるよう、やりがいや楽しさ等を共有する活動の報告会や活動の功績を讃える各種表彰への推薦等を行います。また、関係機関・団体の活動内容が地域に浸透し、応援を得ながら活動が実践されるよう、ツイッターをはじめとした SNS の活用など、効果的な情報発信を行います。☞一覧表 P 35

(3) それぞれの特色を活かして支え合いの活動がつながる地域づくり（仕組み・活動）

地域アセスメントにより把握した社会資源がつながり合い、効果的な福祉活動が実践、継続されるよう事業展開を図ります。

また、活動内容ごとの整理や関係機関・団体等の役割の明確化、情報共有の機会づくりや生活課題に応じた協議の場の設置など、地域における連携・協働の仕組みづくりと活動支援を行います。

① 持続性のある地域福祉活動の推進

平成 30 年度に策定した「上越市地域福祉活動計画」を実践していくため、それぞれの地域特性を踏まえた効果的な福祉活動が行われるよう、地域自治区を基本的な範囲とした「地区地域福祉活動計画」の策定を進めるとともに、計画を推進

するため、地域における様々な取組を支援します。

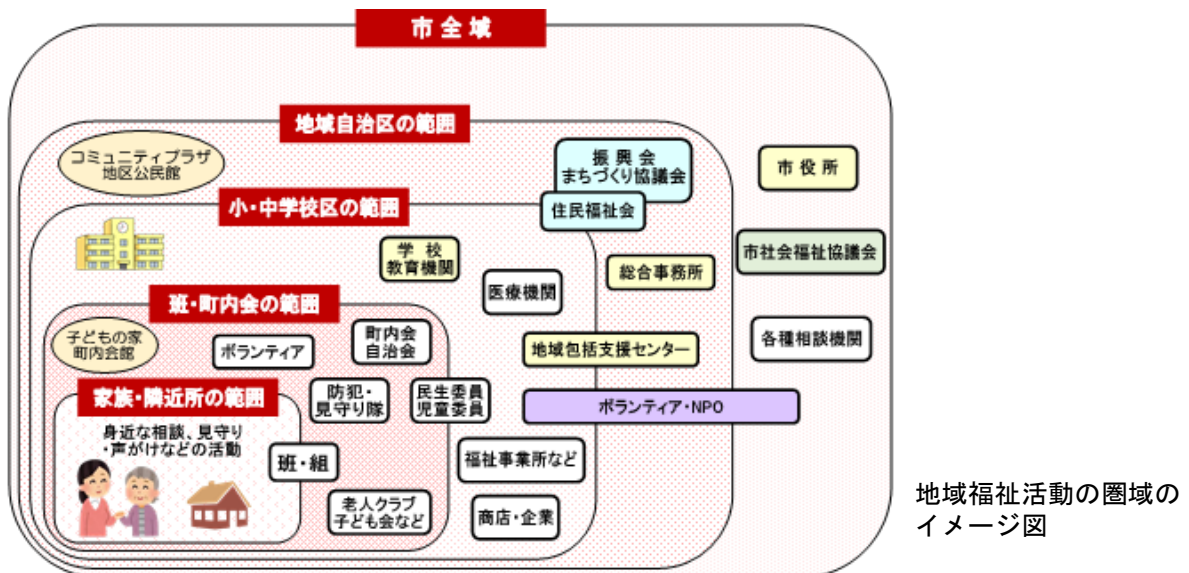
また、福祉活動に活発に取り組んでいる先進地への視察や研修会等で得られた情報を活用することで、持続性のある地域福祉活動の推進を図ります。

そして、地域での取組状況を検証した上で計画の見直しを行い、新たな5か年計画となる「第2次上越市地域福祉活動計画」を策定します。 ☞一覧表 P 35

② 圏域に応じた福祉活動の推進

日常の生活圏域は、班や組、町内会、小・中学校区、地域自治区など重層的で、それぞれの圏域での生活課題に対応する福祉活動が必要となります。

身近な町内会を主とした住民同士の交流の場をつくる「ふれあいいいききサロン」の取組や地域自治区を範囲とした住民主体の福祉活動を実践する基礎組織「住民福祉会」の全地区設置と情報共有の場づくりなど、生活圏域に応じて求められる福祉活動が継続的、効果的に実践されるよう、活動主体との連携、協働を図るとともに、財源の確保を含めた活動支援を行います。 ☞一覧表 P 35



③ 関係団体の主体的な活動のための支援

上越市社協が事務局を担っている老人クラブや遺族会、障害者団体などの当事者・家族の会は特に近年会員数が減少し、会の目的や役割を踏まえつつ、今後のあり方について検討する必要性が生じています。これらの状況を捉えつつ、各団体の活動が停滞しないよう継続支援を行うとともに、自立した運営のための事務作業の整理や事務局移管に向けた個別協議を行います。障害福祉施設のネットワーク組織に対しては、公正・公平な業務が求められることから、継続的に事務局を担いながら自立に向けた協議を行います。

また、福祉の店パレットに関しては、運営の効率性を高めるため、春日山荘に設置している常設店を移転するとともに、移動店やインターネット販売を推進します。 ☞一覧表 P 36

第2次上越市地域福祉活動計画：令和5年度～令和8年度(予定)を期間とする地域福祉活動計画

基本目標 3 利用者本位の福祉サービスの強化

(1) つながりを通じる支援体制の強化

上越市社協では、一人ひとりが抱える様々なニーズに対応できるよう、これまでも地域包括ケアシステムの構築をはじめ、関係機関・団体との連携等、包括的な支援体制づくりを進めてきました。一方、人口減少の進行により地域生活の維持に必要な担い手が不足するとともに、一人暮らしを含めた高齢者世帯が年々増加していることから、老老介護・認認介護問題に加えて「8050問題」が顕在化し、個人や世帯が抱えている生活上の困難やリスクがますます複雑化、多様化する傾向にあります。このような生活課題に対応し、個人の権利を守り、自立した日常生活に向けて支援していくため、関係機関・団体と連携した支援体制を強化します。

また、上越市社協の介護・障害福祉事業所が有する「人」と「場所」を地域の重要な社会資源として位置づけ、その機能を効果的に発揮できるよう取組を進めます。

① 権利擁護支援体制の強化

高齢化を背景とした認知症・一人暮らし高齢者の増加、障害のある方の地域生活への移行が進む中、住み慣れた地域で自分らしく生きるための権利擁護の必要性は、さらに高まることを見込まれることから、日常生活自立支援事業と法人後見事業を一体的に展開し、切れ目のない事業実施を図ります。

また、上越市が策定した「上越市地域福祉計画」では、「権利擁護の推進」が基本施策として位置づけられるとともに、「上越市障害者福祉計画」においても成年後見制度利用促進基本計画に基づいた中核機関の整備等により、具体的な支援体制づくりが進められることとされています。

このため、対象となる方々が必要な支援を受け、安心して生活し続けることができるよう、行政や三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等との連携をさらに強化するとともに、地域における支援者の養成に取り組めます。

☞一覧表 P 36

② 相談支援体制の強化

一人ひとりの地域生活を支援していくには、個々の状況に寄り添っていく必要があります。そのため、地域の関係機関・団体など、あらゆる社会資源とのネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図るとともに、本人を中心とした伴走型支援に取り組めます。

☞一覧表 P 36

老老介護問題：主に 65 歳以上の夫婦や親子、兄弟など的高齢者が高齢者の介護を行うこと

認認介護問題：高齢の認知症の方の介護を認知症である高齢の家族が行うこと

8050 問題：80 代の親が 50 代の引きこもりの子どもの生活を支えていること

③ 地域と連携した支援体制の強化

上越市社協の介護・障害福祉事業所の場所とそこで働く職員は、重要な地域の社会資源の一つと捉えることができます。各地域で実施されている住民主体の介護者教室や介護予防教室などに積極的に参加・参画し、職員が有する専門職としての知識・技術を地域に還元していきます。

やすづか学園については、地域とのつながりを大切にしながら児童・生徒の居場所として、子どもたちが学園での学びを通じて自信をもち、自分らしく社会生活を送ることができるよう、引き続き支援していきます。また、将来的なあり方についても、地域の関係機関・団体や上越市等と検討を進めていきます。

☞一覧表 P 37

(2) 個別ニーズに対応できる福祉サービスの質向上

介護が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、自らが選択した暮らしを実現させるといった自立支援の考え方に基づいた取組が必要になります。一方、近年の社会情勢や家族形態の変化により、社会的孤立や生活困窮などの課題を複合的に抱えたケースが増加傾向にあるとともに、意に反して暮らしの場所を選択せざるを得ない状況がでてきており、このようなケースについては、本人や世帯の状態に応じた柔軟な対応が求められます。

上越市社協では、福祉サービスを利用する人の「生活の質」の維持・向上を図るため、利用者を中心とした支援を基本とし、職員の問題解決力の強化、福祉の専門性と質の向上に取り組めます。

① 福祉サービスの専門性の向上

一人ひとりが望む生活を支援していくためには、医療機関をはじめ、関係機関・団体が多岐にわたって連携し、必要な福祉サービスを提供することが不可欠です。これまでも上越市社協では、看取りへの対応や認知症の方への支援等に取り組んできました。今後、さらに自立支援を推進していくためには、本人や家族のニーズ、地域の社会資源を的確に把握するソーシャルワークの視点を深めていくことが求められることから、関連する研修会に参加するとともに、部門横断的な会議の開催に取り組んでいきます。

☞一覧表 P 37



左：ふれんどり～ミルはまなすでの施設外就労（作物の収穫）

右：牧デイサービスセンターやまゆりの家でのレクリエーション活動

② 外部評価や資格取得による福祉サービスの推進

福祉サービスの提供では、これまでも外部機関による客観的な評価やサービス利用者に対するアンケートを実施し、事業所の運営体制の強化と職員の資質向上、サービス内容の改善に取り組んできました。今後も確かな知識、技術に基づく安全・安心なサービスの質を担保していくために、国家資格をはじめとする専門性を高める資格の取得を推進するとともに、必要な研修を実施していきます。

☞一覧表 P 38

(3) 地域ニーズに応える福祉サービスの提供

上越市社協では、これまでも地域ニーズの把握に努めながら、市内全域で福祉サービスを展開してきました。この間、市内では中山間地域を中心として、事業を縮小または撤退する法人があり、必要な福祉サービスを受けることが困難になってきています。地域での暮らしを支えていくため、既存の事業を維持・継続していくことに加え、地域ニーズに応じた新たな事業展開を検討していきます。

① 運営状況の把握と分析

福祉サービスの提供体制の強化が求められる一方、サービスの担い手不足が課題となる中、業務の効率化と標準化を図るため、タブレットや介護ロボットの導入を進めていきます。

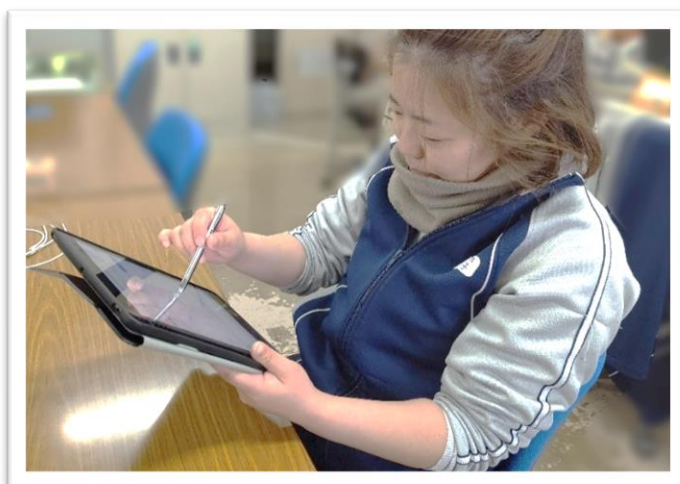
また、第三者評価制度の評価基準に基づく福祉サービスが実施されているか、事業所の運営状況を定期的に確認していきます。

☞一覧表 P 38

② 地域に応じた福祉サービスの展開

上越市は広範な地域を抱え、高齢化率や人口も地域ごとに異なることから、一律の福祉サービスの提供のみではなく、地域の状況に応じたサービス展開が必要になります。特に中山間地域ではセーフティネットとしての役割を維持し、地域ニーズに柔軟に対応できる事業展開を図ります。

☞一覧表 P 38



タブレットを活用してサービス利用実績や利用者のバイタル等を管理



第5章 計画の実現に向けて

1 計画の進捗管理

この計画を着実に推進するため、毎年度終了後に年次計画の内容・目標値に対しての進捗状況の確認・検証を行います。

なお、進捗状況の確認・検証は、担当者・担当部署の確認・検証に加え、この計画の部門を横断した内容に関しては、部門を横断した職員のワーキンググループ等を設置して実施します。

2 計画の評価

この計画の評価は、進捗状況の確認・検証に基づき、毎年度終了後に各専門部会が年次評価を行います。年次評価により計画期間内であっても計画の修正等が必要な場合は原則専門部会で協議・検討を行います。

この計画が部門を横断しての計画体系となっていることから、各専門部会で原則全ての実施方針等の評価を行うとともに、個別事業及び取組については、各専門部会の専門性による重点的な評価を行います。

また、計画期間の最終年度となる令和7年度に第3次計画の5か年の評価を行い、第4次運営・事業実施計画を策定します。

3 行政・関係機関・団体との連携

第3次計画で掲げた各項目を実現するためには、行政をはじめとした関係機関・団体との連携を基にした取組が重要となることから、互いの顔の見える関係性を構築・強化し、日常的に相談や情報共有を行います。特に、制度の狭間にある福祉ニーズに対しては、関係機関・団体のネットワーク化や新たな会議体を設置する等、協力・連携・協働しながら各種事業を推進します。

項目別・事業別年次計画一覧表

実施方針		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
項目区分	大区分					
	中区分[個別事業名]					
小区分[個別事業名]						
基本目標1 誰からも信頼される社協づくり						
(1) 地域をつなぐ社会福祉協議会としての社会的責任・役割を果たすための機能強化						
①法人管理体制の強化						
1. 役員・評議員、職員の役割・権限・義務・責任の明確化						
1. 役員・評議員の役割・権限・義務・責任の説明会の開催	・改選期にあたり説明の内容、実施方法を検討し実施 ・説明会開催(年1回)	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・アンケートの実施 ・説明会開催(年1回)	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・説明会開催(年1回)	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・アンケートの実施 ・説明会開催(年1回)	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・説明会開催(年1回)	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・説明会開催(年1回)
2. 職員の役割・権限・義務・責任の説明会の開催	・説明内容・実施方法の検討 ・説明会開催	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・アンケートの実施 ・説明会開催	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・アンケートの実施 ・説明会開催	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・アンケートの実施 ・説明会開催	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・アンケートの実施 ・説明会開催	・説明内容、実施方法の検証・見直し ・アンケートの実施 ・説明会開催
2. 内部監査制度の充実						
1. 内部監査の精度の向上	・内部監査のフロー図・手順書作成 ・内部監査実施 2班×2件 4件	・内部監査のフロー図・手順書検証・見直し ・内部監査実施 4件	・内部監査のフロー図・手順書検証・見直し ・内部監査実施 3班×2件 6件	・内部監査のフロー図・手順書検証・見直し ・内部監査実施 6件	・内部監査のフロー図・手順書検証・見直し ・内部監査実施 4班×2件 8件	・内部監査のフロー図・手順書検証・見直し ・内部監査実施 4班×2件 8件
2. 内部監査員の養成	・養成の方針・方法の検討	・養成員数 5名	・養成の方針・方法の検証・見直し	・養成員数 5名	・養成の方針・方法の検証・見直し	・養成の方針・方法の検証・見直し
3. 本所・支所機能の見直し						
1. 本所・支所の役割と機能の整理	・本所、支所機能構想の策定	・地域福祉拠点のモデル実施	・地域福祉拠点モデルの検証	・全市拡大を見据えた試行	・全市内での展開	・全市内での展開
4. 安全衛生向上への取組の推進						
1. 安全衛生推進における表彰制度の充実	・安全衛生委員会による検討	・実施	・検証・見直し	・検証・見直し	・検証・見直し	・検証・見直し
2. 無事故無災害に向けた取組	・前3か年の事故発生数平均を基準とし、発生件数の基準値かつ前年度以下に抑える ・安全衛生委員会の機能強化検討	・発生件数を前年度以下に抑える ・安全衛生委員会の取組実施	・発生件数を前年度以下に抑える ・安全衛生委員会の取組検証	・発生件数を前年度以下に抑える	・発生件数を前年度以下に抑える	・発生件数を前年度以下に抑える
3. 職員の健康増進に向けた取組	・産業医との連携による健康増進の取組の検討 ・前3か年の健康診断有所見率の平均を基準とし、有所見率を基準値以下かつ前年度以下に抑える	・実施 ・有所見率を前年度以下に抑える	・検証・見直し ・有所見率を前年度以下に抑える	・実施 ・有所見率を前年度以下に抑える	・検証・見直し ・有所見率を前年度以下に抑える	・検証・見直し ・有所見率を前年度以下に抑える
4. 健康経営の調査・研究	・調査・研究の実施	・導入についての検討 導入可否の決定	・取組内容の検討	・実施	・検証・見直し	・検証・見直し
②情報発信の強化及び情報管理体制の強化						
1. 効果的な情報発信と情報の活用						
1. 情報発信ツールの見直し	・SNS等効果的な情報発信の検討	・実施	・検証・見直し	・実施	・検証・見直し	・検証・見直し
2. 社協だよりの発信の仕方の見直し	・現状把握・課題出し	・検討・見直し	・実施	・検討・見直し	・実施	・実施
3. 社協だよりと支所だよりの役割の見直し	・現状把握・課題出し	・検討・見直し	・実施	・検討・見直し	・実施	・実施

実施方針		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
項目区分	大区分					
	中区分[個別事業名]					
	小区分[個別事業名]					
2. IT管理体制の整備						
1. 情報セキュリティ対策		・情報セキュリティの現状把握・課題出し	・改善	・検証・見直し	・改善	・検証・見直し
2. 情報システムの内部統制		・IT統制要綱策定	・実施	・検証・見直し	・改善	・検証・見直し
③危機管理体制の強化						
1. 災害時の対応力の強化						
1. 災害ボランティアセンター支援登録者の確保		・災害ボランティア養成講座 1回以上の実施 ・養成講座受講者、支援活動経験者等による上越市・妙高市での登録者総数50人	・災害ボランティア養成講座 1回以上の実施 ・上越市・妙高市登録者総数60人	・災害ボランティア養成講座 1回以上の実施 ・上越市・妙高市登録者総数70人	・災害ボランティア養成講座 1回以上の実施 ・上越市・妙高市登録者総数80人	・災害ボランティア養成講座 1回以上の実施 ・上越市・妙高市登録者総数90人
2. 上越市災害ボランティア連携推進会議の体制強化		・災害ボランティア連携推進会議を年4回実施	・災害ボランティア連携推進会議を年4回実施 ・連携推進の中核団体6団体体制	・災害ボランティア連携推進会議を年4回実施	・災害ボランティア連携推進会議を年4回実施 ・連携推進の中核団体7団体体制	・災害ボランティア連携推進会議を年4回実施
3. 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施		・関係機関等との協働による災害ボランティアセンター設置・運営訓練(机上訓練含む)を年1回実施	・関係機関等との協働による災害ボランティアセンター設置・運営訓練(机上訓練含む)を年1回実施	・関係機関等との協働による災害ボランティアセンター設置・運営訓練(机上訓練含む)を年1回実施	・関係機関等との協働による災害ボランティアセンター設置・運営訓練(机上訓練含む)を年1回実施	・関係機関等との協働による災害ボランティアセンター設置・運営訓練(机上訓練含む)を年1回実施
2. 事業継続体制の強化						
1. 事業継続計画(BCP)の検証		・実地訓練又は机上訓練の計画	・実地訓練又は机上訓練の実施・検証(年1回)		・実地訓練又は机上訓練の実施・検証(年1回)	
2. 感染症に対する対応力の強化		・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の計画	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の実施(年1回)	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の検証・見直し	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の実施(年1回)	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の検証・見直し
3. 災害に対する対応力の強化		・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の計画	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の実施(年1回)	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の検証・見直し	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の実施(年1回)	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回) ・机上訓練の検証・見直し
4. 苦情処理等に対する対応力の強化		・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の計画	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回)	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回)	・行動基準・対応マニュアルの見直し・周知 ・実地訓練の実施(年1回)
(2) 確実に事業を実施していくための健全な法人運営						
①適正な財務運営						
1. 財務計画の進捗管理						
1. 5か年事業計画に基づいた予算の作成と実施		・計画に基づいた進捗管理	・計画に基づいた進捗管理 ・予算管理方法の検証と見直し	・予算の進捗管理	・計画に基づいた進捗管理 ・予算管理方法の検証と見直し	・予算の進捗管理
2. 修繕・固定資産入替計画に基づいた資金計画の作成		・修繕計画及び固定資産入替計画の作成と実施 ・固定資産の資金計画の作成と予算への反映	・予算への反映 ・各計画の更新	・予算への反映 ・各計画の更新	・予算への反映 ・各計画の更新	・予算への反映 ・各計画の更新
3. 地域の将来を見据えた施設の設置検討		・施設評価の実施と体制の検討 ・5か年及び年次事業計画へ反映	・施設評価の実施と体制の検討 ・5か年及び年次事業計画へ反映	・施設評価の実施と体制の検討 ・5か年及び年次事業計画へ反映	・施設評価の実施と体制の検討 ・5か年及び年次事業計画へ反映	・施設評価の実施と体制の検討 ・5か年及び年次事業計画へ反映

実施方針		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
項目区分	大区分					
	中区分【個別事業名】					
	小区分【個別事業名】					
2. 多角的な財源の確保						
	1. 新たな寄付方法や会費納入方法の導入	・方法の検討	・試験的方法の実施	・試験的方法の評価、継続	・実施	・実施
	2. 地域や企業、他法人との連携、協働の推進	・方法の検討	・試験的方法の実施	・試験的方法の評価、継続	・実施	・実施
	3. 新たな取組による施設の有効活用	・新たな事業の研究	・研究に基づく施設活用に関する検討	・実施	・実施	・実施
②人材の確保と定着						
1. 人材の確保						
	1. 雇用計画に基づく人材の確保	・雇用計画の策定 ・人材の確保方法の検討 ・検討による実施	・雇用計画の策定 ・人材の確保方法の検証・見直し ・見直しによる実施	・雇用計画の策定 ・人材の確保方法の検証・見直し ・見直しによる実施	・雇用計画の策定 ・人材の確保方法の検証・見直し ・見直しによる実施	・雇用計画の策定 ・人材の確保方法の検証・見直し ・見直しによる実施
	2. キャリアパスの充実	・人事評価制度の導入検討と合わせた見直し	・改正案の策定	・改正案の策定	・実施	・見直し・周知
(3) 社会福祉協議会職員としての使命・役割を遂行するための人材育成						
①人材育成体制の構築						
1. 育成基本方針の策定と日常業務における育成体制の構築						
	1. 人材育成基本方針の策定	・基本方針の策定	・方針に基づく実施 ・周知状況のアンケート調査実施	・方針に基づく実施 ・基本方針の見直し	・方針に基づく実施	・方針に基づく実施
	2. 日常業務における人材育成体制の仕組みづくり	・日常業務における育成、指導方法の検討	・検討に基づく実施 ・実施状況を検証し指導に反映する	・検討に基づく実施 ・実施状況を検証し指導に反映する	・検討に基づく実施 ・実施状況を検証し指導に反映する	・検討に基づく実施 ・実施状況を検証し指導に反映する
②人材育成研修の強化						
1. 社協職員としての資質向上						
	1. 階層別研修の実施	・研修方法の検討、実施	・研修方法の検討、実施	・研修方法の検討、実施	・研修方法の検討、実施	・研修方法の検討、実施
2. 担当職務に必要な知識・技術の向上						
	1. 専門研修の実施	・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況の把握	・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況の把握	・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況の把握	・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況の把握	・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況の把握
3. 職員共通課題への取組						
	1. 課題別研修の実施	・研修内容の検討 ・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況把握	・研修内容の検討 ・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況把握	・研修内容の検討 ・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況把握	・研修内容の検討 ・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況把握	・研修内容の検討 ・内部研修会の開催 ・外部研修会への参加 ・実施状況把握

実施方針					
項目区分	大区分	3年度	4年度	5年度	6年度
	中区分[個別事業名]				7年度
	小区分[個別事業名]				

基本目標2 住民主体による地域福祉の推進・拡充

(1)一人ひとりを大切にする地域づくり(意識)

①地域アセスメントの強化

1. 地域における住民懇談会の実施[地域懇談会事業]

1. ふれあい支え合いマップ等を活用した住民懇談会の実施	・コロナ禍において地域懇談会を効果的に実施していくための手法等に関する調査・研究 ・50回実施	・50回実施	・70回実施	・90回実施	・110回実施
------------------------------	--	--------	--------	--------	---------

2. 地域アセスメントシートの作成・活用

1. 地域アセスメントシートの導入	・地域アセスメントシート導入のための調査・研究	・地域アセスメントシート導入によるモデル実施 4支所	・検証・評価 ・14支所での導入	・14支所での実施	・14支所での実施
-------------------	-------------------------	----------------------------	---------------------	-----------	-----------

②互いを認め合える福祉教育の推進

1. お互いを認め、支え合う意識の醸成[福祉教育推進事業]

1. 青少年育成会議への参画	・2年をモデル期間とし、5つの青少年育成会議に参画	・モデル実施2年目	・検証・評価	・検証・評価を踏まえた実施	・検証・評価を踏まえた実施
2. 年代別・対象別福祉教育プログラムの作成・運用	・年代別・対象別福祉教育プログラムの作成(学年別プログラムや小学校から中学校への連続性のあるプログラム、若い世代やシニア向けプログラム等)	・年代別・対象別福祉教育プログラムに基づく実施	・年代別・対象別福祉教育プログラムに基づく実施	・年代別・対象別福祉教育プログラムに基づく実施	・年代別・対象別福祉教育プログラムに基づく実施
3. 保育園・幼稚園、小学校、高等学校等への福祉教育の実施	・延べ100回実施	・延べ110回実施	・延べ120回実施	・延べ120回実施	・延べ120回実施

2. イベントを通じた福祉の周知・啓発[福祉の周知・普及事業]

1. 啓発イベント等の開催	・全市的なイベントの検証 ・各区単位で実施するイベントの方向性の検討・決定	・年1回実施 ・検証・決定に基づく対応	・年1回実施 ・検証・決定に基づく対応	・年1回実施 ・検証・決定に基づく対応	・年1回実施 ・検証・決定に基づく対応
2. 地域イベントへの参加	・福祉に関するチラシの配布や掲示板の設置等工夫してのイベント参加 ・上越支所5回以上の参加 ・13支所各1回以上の参加	・上越支所5回以上の参加 ・13支所各1回以上の参加	・上越支所5回以上の参加 ・13支所各1回以上の参加	・上越支所5回以上の参加 ・13支所各1回以上の参加	・上越支所5回以上の参加 ・13支所各1回以上の参加

3. 子どもたちの防犯意識と地域での見守り意識の向上[防犯意識向上事業]

1. 防犯ブザーの配布	・小学校入学新1年生に配布 ・検証・評価による方向性の決定	・検証・評価を踏まえた実施	・検証・評価を踏まえた実施	・検証・評価を踏まえた実施	・検証・評価を踏まえた実施
-------------	----------------------------------	---------------	---------------	---------------	---------------

4. 権利擁護の周知・啓発[権利擁護推進事業]

1. 権利擁護に関する講座の実施	・市民や相談支援機関等を対象に職員による出前講座、専門家によるミニ講座を延べ25回実施	・延べ25回実施	・延べ30回実施	・延べ30回実施	・延べ30回実施
------------------	---	----------	----------	----------	----------

(2)福祉を担う様々な人材が溢れる地域づくり(人)

①福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

1. ボランティア活動・担い手づくりの推進[ボランティアセンター事業]

1. 地域福祉活動に関するボランティア講座の実施	・ボランティア養成、育成講座を支所単位や圏域で延べ30回実施	・延べ30回実施	・延べ30回実施	・延べ30回実施	・延べ30回実施
--------------------------	--------------------------------	----------	----------	----------	----------

実施方針		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
項目区分	大区分					
	中区分【個別事業名】					
	小区分【個別事業名】					
	2. ボランティアセンターの体制強化	・事業を通じたボランティア人材情報の一元管理に関する検討	・一元管理を行うためのシステムの構築	・運用	・運用	・運用
	3. ボランティア情報の発信	・広報紙（社協だより、支所だより、ボランティアセンターだより）やホームページによるボランティア情報の発信（年3回）	・広報紙（社協だより、支所だより、ボランティアセンターだより）やホームページによるボランティア情報の発信（年3回）	・ICTツールを活用してのボランティア情報の発信	・ICTツールを活用してのボランティア情報の発信	・ICTツールを活用してのボランティア情報の発信
2. 住民参加による在宅福祉サービスの提供【ほっと安心生活サポーター事業】						
	1. 提供会員の確保	・利用者増を想定し、実利用者に対応できる提供会員の確保 ・登録者50人	・登録者55人	・登録者60人	・登録者65人	・登録者70人
②担い手の活動意欲の向上						
1. 担い手を支えるための環境づくり						
	1. 地域福祉活動報告会の実施	・住民福祉会、まちづくり協議会、振興会等の活動団体との連携により14回実施	・14回実施	・14回実施	・14回実施	・14回実施
	2. SNSの活用を含めた発信力向上研修会の実施	・1回実施	・1回実施	・検証・評価 ・2回実施	・2回実施	・2回実施
2. 上越市社会福祉協議会会長表彰の実施と各種表彰への推薦						
	1. 上越市社会福祉協議会会長表彰ボランティア功労者の表彰	・ブロックで団体1組、個人1名以上の表彰	・ブロックで団体1組、個人1名以上の表彰	・ブロックで団体1組、個人1名以上の表彰	・ブロックで団体1組、個人1名以上の表彰	・ブロックで団体1組、個人1名以上の表彰
	2. 新潟県社会福祉協議会会長表彰等、他団体が実施する地域福祉活動者・ボランティア功労者等の推薦	・3団体以上の推薦	・3団体以上の推薦	・3団体以上の推薦	・3団体以上の推薦	・3団体以上の推薦
(3)それぞれの特色を活かして支え合いの活動がにつながる地域づくり（仕組み・活動）						
①持続性のある地域福祉活動の推進						
1. 地域福祉活動の計画化と実践・評価【地域福祉活動計画策定事業】						
	1. 上越市地域福祉活動計画の策定	・第1次上越市地域福祉活動計画中間評価・検証 ・中間評価・検証を踏まえた計画の見直し	・第2次上越市地域福祉活動計画の策定	・第2次上越市地域福祉活動計画の周知 ・第2次上越市地域福祉活動計画に基づく取組の実施	・第2次上越市地域福祉活動計画に基づく取組の実施	・第2次上越市地域福祉活動計画に基づく取組の実施
	2. 地区地域福祉活動計画の策定	・本計画の進捗状況を踏まえた見直しにより、7地域自治区での地区地域福祉活動計画策定	・12地域自治区での策定	・18地域自治区での策定	・23地域自治区での策定	・28地域自治区で実施
2. 地域福祉推進のための視察や研修会等への参加【調査研究事業】						
	1. 調査・研究の実施	・コロナ禍における地域福祉事業展開に関する調査・研究 ・地域アセスメントに関する調査・研究	・地域福祉部門におけるICT活用に関する調査・研究	・地域福祉活動に関する先進事例の調査・研究	・中山間地における福祉活動に関する調査・研究	・地域福祉活動における民間財源の活用に関する調査・研究
②圏域に応じた福祉活動の推進						
1. 福祉活動推進基礎組織の立ち上げと活動支援【住民福祉会設置事業】						
	1. 住民福祉会の設置	・16地域自治区で設置	・20地域自治区で設置	・24地域自治区で設置	・28地域自治区で設置	・28地域自治区で実施
	2. 住民福祉会連絡会（仮称）の設置	・住民福祉会活動報告会の実施 ・住民福祉会連絡会の立ち上げに向けた検討・協議	・住民福祉会連絡会（仮称）の設置・実施	・住民福祉会連絡会（仮称）の実施	・住民福祉会連絡会（仮称）の実施	・住民福祉会連絡会（仮称）の実施

実施方針		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
項目区分	大区分					
	中区分【個別事業名】					
	小区分【個別事業名】					
2. 身近な地域における「集いの場」づくりと活動支援【ふれあいいきいきサロン事業】						
	1. 新規サロンの立ち上げ	・新規5か所	・新規5か所	・新規5か所	・新規5か所	・新規5か所
	2. サロン運営の支援	・サロン交流会の開催 14回（地区内・外サロンとの交流会）	・サロン交流会の開催 14回	・サロン交流会の開催 14回	・サロン交流会の開催 14回	・サロン交流会の開催 14回
③関係団体の主体的な活動のための支援						
1. 当事者団体等の自立運営支援【団体事務局事業】						
	1. 団体事務局の移管	・合併前上越市以外の13支所で事務局を担う団体との個別協議の実施 41団体 ・遺族会13単組の事務局移管 ・上部団体（上越市域）への経過報告及び体制に関する協議	・身体障害者13単組の事務局移管 ・育成会2単組の事務局移管 ・上部団体（上越市域）への経過報告及び体制に関する協議	・老人クラブ12単組、ボランティア1単組の事務局移管 ・上部団体（上越市労働連絡協議会）への経過報告及び体制に関する協議		
2. 障害福祉施設のネットワーク化による障害者の生活支援【上越ワーキングネットワーク支援事業】						
	1. 自立運営支援の実施	・団体事務局の移管に向けた協議の実施	・団体事務局の移管に向けた協議の実施	・団体事務局の移管		
3. 障害施設で制作された商品販売による障害者理解の促進【福祉の店「パレット」事業】						
	1. 福祉の店「パレット」の運営	・上越総合福祉センターへの常設店の移転 ・売上 130万円	・インターネット販売の実施 ・売上 140万円	・店舗運営の効果性の検証 ・売上 145万円	・売上 150万円	・売上 150万円
基本目標3 利用者本位の福祉サービスの強化						
(1)つながりを深める支援体制の強化						
①権利擁護支援体制の強化						
1. 判断能力に不安のある方に対する福祉サービス等の利用援助【日常生活自立支援事業】						
	1. 生活支援員の確保	・利用者数の70%以上の支援員登録	・利用者数の72%以上の支援員登録	・利用者数の75%以上の支援員登録	・利用者数の77%以上の支援員登録	・利用者数の80%以上の支援員登録
	2. 専門員体制の強化	・支所職員を対象とした専門員勉強会 2回実施	・支所職員を対象とした専門員勉強会 2回実施 ・利用者が居住する支所及び地域福祉拠点のモデル実施に合わせて専門員を配置	・支所職員を対象とした専門員勉強会 2回実施 ・利用者が居住する支所及び地域福祉拠点のモデル実施に合わせて専門員を配置	・支所職員を対象とした専門員勉強会 2回実施 ・地域福祉拠点の全市拡大に向けた取組に合わせて専門員を配置	・支所職員を対象とした専門員勉強会 2回実施 ・各地域福祉拠点での専門員配置
2. 法人による後見業務の実施と権利擁護支援体制の構築【法人後見事業】						
	1. 法人後見事業の実施	・新規受任件数 3件 ・総受任件数 28件	・新規受任件数 3件 ・総受任件数31件	・新規受任件数 4件 ・総受任件数35件(上限)	・総受任件数35件(上限)	・総受任件数35件(上限)
	2. 後見補助員の配置	・後見補助員の養成、配置及び具体的な業務内容に関する調査・研究	・後見補助員養成講座の実施	・後見補助員5人配置	・後見補助員養成講座の実施	・後見補助員10人配置
②相談支援体制の強化						
1. 市民からの困りごと・心配ごと相談窓口の設置【心配ごと相談事業】						
	1. 心配ごと相談の環境整備	・職員配置を踏まえた相談体制や環境づくりの検討	・検討内容に基づく実施	・検討内容に基づく実施	・検討内容に基づく実施	・検討内容に基づく実施

実施方針		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
項目区分	大区分					
	中区分【個別事業名】					
小区分【個別事業名】						
2. 生活困窮者等の生活改善を図る貸付・相談支援の実施						
1. 生活福祉資金貸付相談の実施	・新潟県社会福祉協議会からの委託内容に基づき適正に実施	・新潟県社会福祉協議会からの委託内容に基づき適正に実施	・新潟県社会福祉協議会からの委託内容に基づき適正に実施	・新潟県社会福祉協議会からの委託内容に基づき適正に実施	・新潟県社会福祉協議会からの委託内容に基づき適正に実施	・新潟県社会福祉協議会からの委託内容に基づき適正に実施
3. 地域とのネットワーク強化						
1. 地域における課題や困難事例の対応状況把握、関係機関との連携	・地域の福祉ニーズ把握実施 ・関係機関との連携・関係づくり ・地域ケア会議参加1回以上	・地域の福祉ニーズ把握実施 ・関係機関との連携・関係づくり ・地域ケア会議参加1回以上	・地域の福祉ニーズ把握実施 ・関係機関との連携・関係づくり ・地域ケア会議参加1回以上	・地域の福祉ニーズ把握実施 ・関係機関との連携・関係づくり ・地域ケア会議参加1回以上	・地域の福祉ニーズ把握実施 ・関係機関との連携・関係づくり ・地域ケア会議参加1回以上	・地域の福祉ニーズ把握実施 ・関係機関との連携・関係づくり ・地域ケア会議参加1回以上
③地域と連携した支援体制の強化						
1. 事業所の有する機能を活かした地域支援の実施						
1. 介護者教室等の実施	・介護者教室等を各事業所で実施 ・年1回以上	・介護者教室等を各事業所で実施 ・年1回以上	・介護者教室等を各事業所で実施 ・年1回以上	・介護者教室等を各事業所で実施 ・年1回以上	・介護者教室等を各事業所で実施 ・年1回以上	・介護者教室等を各事業所で実施 ・年1回以上
2. 不登校の児童・生徒への支援						
1. やすづか学園の運営	・継続に向けた支援体制の検討	・検討内容に基づく実施	・検討内容に基づく実施	・検討内容に基づく実施	・検討内容に基づく実施	・検討内容に基づく実施
(2) 個別ニーズに対応できる福祉サービスの質向上						
①福祉サービスの専門性の向上						
1. 地域での生活を重視した介護・福祉サービスの推進						
1. 医療との連携	・地域連携連絡票やMCネットの活用 ・効果検証及び改善	・地域連携連絡票やMCネットの活用 ・効果検証及び改善	・地域連携連絡票やMCネットの活用 ・効果検証及び改善	・地域連携連絡票やMCネットの活用 ・効果検証及び改善	・地域連携連絡票やMCネットの活用 ・効果検証及び改善	・地域連携連絡票やMCネットの活用 ・効果検証及び改善
2. 看取り支援の推進	・看取り期に係る研修を各事業所で実施 ・年1回以上	・看取り期に係る研修を各事業所で実施 ・年1回以上	・看取り期に係る研修を各事業所で実施 ・年1回以上	・看取り期に係る研修を各事業所で実施 ・年1回以上	・看取り期に係る研修を各事業所で実施 ・年1回以上	・看取り期に係る研修を各事業所で実施 ・年1回以上
3. ソーシャルワークの強化	・部門を横断した会議や事例研究会を実施 ・年1回以上	・部門を横断した会議や事例研究会を実施 ・年1回以上	・部門を横断した会議や事例研究会を実施 ・年1回以上	・部門を横断した会議や事例研究会を実施 ・年1回以上	・部門を横断した会議や事例研究会を実施 ・年1回以上	・部門を横断した会議や事例研究会を実施 ・年1回以上
4. 障害支援の理解向上	・強度行動障害に関する研修の計画的受講 ・年5人受講 ・障害福祉サービス研修及び事例検討会の定期実施 年1回以上	・強度行動障害に関する研修の計画的受講 ・年5人受講 ・障害福祉サービス研修及び事例検討会の定期実施 年1回以上	・強度行動障害に関する研修の計画的受講 ・年5人受講 ・障害福祉サービス研修及び事例検討会の定期実施 年1回以上	・強度行動障害に関する研修の計画的受講 ・年5人受講 ・障害福祉サービス研修及び事例検討会の定期実施 年1回以上	・強度行動障害に関する研修の計画的受講 ・年5人受講 ・障害福祉サービス研修及び事例検討会の定期実施 年1回以上	・強度行動障害に関する研修の計画的受講 ・年5人受講 ・障害福祉サービス研修及び事例検討会の定期実施 年1回以上
5. 認知症ケアの統一に向けた実践、効果測定	・認知症介護実践者研修等の計画的受講 ・年3人受講 ・認知症研修を全事業所で実施 ・年1回以上	・認知症介護実践者研修等の計画的受講 ・年3人受講 ・認知症研修を全事業所で実施 ・年1回以上	・認知症介護実践者研修等の計画的受講 ・年3人受講 ・認知症研修を全事業所で実施 ・年1回以上	・認知症介護実践者研修等の計画的受講 ・年3人受講 ・認知症研修を全事業所で実施 ・年1回以上	・認知症介護実践者研修等の計画的受講 ・年3人受講 ・認知症研修を全事業所で実施 ・年1回以上	・認知症介護実践者研修等の計画的受講 ・年3人受講 ・認知症研修を全事業所で実施 ・年1回以上
2. 地域生活支援拠点機能向上						
1. 地域生活支援拠点体制整備	・緊急時の相談体制整備 ・強度行動障害の受入れ実施体制強化	・短期入所受入整備 ・相談体制の検証・評価 ・強度行動障害の受入れについての検証・評価	・短期入所受入整備 ・相談体制の検証・評価 ・強度行動障害の受入れについての検証・評価	・日中活動支援体制整備 ・短期入所受入についての検証・評価	・地域の社会資源連携体制構築に向けた整備	・地域の社会資源連携体制構築に向けた検証・評価

実施方針		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
項目区分	大区分					
	中区分【個別事業名】					
	小区分【個別事業名】					
②外部評価や資格取得による福祉サービスの推進						
1. 多様な福祉ニーズへの対応力の向上						
1. 資格取得の推進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士10%以上 介護福祉士41%以上 介護支援専門員13%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士10%以上 介護福祉士41%以上 介護支援専門員13%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士10%以上 介護福祉士41%以上 介護支援専門員13%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士10%以上 介護福祉士41%以上 介護支援専門員13%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士10%以上 介護福祉士41%以上 介護支援専門員13%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士10%以上 介護福祉士41%以上 介護支援専門員13%以上
2. 事業評価制度の実施						
1. 客観的なサービス状況評価等による事業所の質向上への取組（第三者評価制度）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価1事業所受審（事業種別ごとに） 実践報告会の実施 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価1事業所受審（事業種別ごとに） 実践報告会の実施 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価1事業所受審（事業種別ごとに） 実践報告会の実施 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価1事業所受審（事業種別ごとに） 実践報告会の実施 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価1事業所受審（事業種別ごとに） 実践報告会の実施 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価1事業所受審（事業種別ごとに） 実践報告会の実施 年1回
(3) 地域ニーズに応える福祉サービスの提供						
①運営状況の把握と分析						
1. 予算実績会議の開催による目標管理						
1. 予算実績会議等の定期開催	<ul style="list-style-type: none"> 予算実績会議等を定期的に開催 年14回開催 効果検証及び改善 	<ul style="list-style-type: none"> 予算実績会議等を定期的に開催 年14回開催 効果検証及び改善 	<ul style="list-style-type: none"> 予算実績会議等を定期的に開催 年14回開催 効果検証及び改善 	<ul style="list-style-type: none"> 予算実績会議等を定期的に開催 年14回開催 効果検証及び改善 	<ul style="list-style-type: none"> 予算実績会議等を定期的に開催 年14回開催 効果検証及び改善 	<ul style="list-style-type: none"> 予算実績会議等を定期的に開催 年14回開催 効果検証及び改善
2. 福祉サービス提供状況の定期的な確認						
1. 実地指導の運用指針及び福祉サービス第三者評価基準を用いた、事業所運営状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所で運営状況点検と自己評価を実施 各事業所のサービス提供状況、報酬基準の適合状況等確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所で運営状況点検と自己評価を実施 各事業所のサービス提供状況、報酬基準の適合状況等確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所で運営状況点検と自己評価を実施 各事業所のサービス提供状況、報酬基準の適合状況等確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所で運営状況点検と自己評価を実施 各事業所のサービス提供状況、報酬基準の適合状況等確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所で運営状況点検と自己評価を実施 各事業所のサービス提供状況、報酬基準の適合状況等確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所で運営状況点検と自己評価を実施 各事業所のサービス提供状況、報酬基準の適合状況等確認
2. タブレットや介護ロボットの活用による業務効率及び業務標準による生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、介護ロボット導入効果検証 次年度導入事業所の選定（導入率15%） 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、介護ロボット導入効果検証 次年度導入事業所の選定（導入率30%） 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、介護ロボット導入効果検証 次年度導入事業所の選定（導入率50%） 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、介護ロボット導入効果検証 次年度導入事業所の選定（導入率75%） 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、介護ロボット導入効果検証 次年度導入事業所の選定（導入率75%） 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、介護ロボット導入効果検証 次年度導入事業所の選定（導入率100%）
②地域に応じた福祉サービスの展開						
1. 地域福祉型サービスの展開						
1. 既存事業のサービス内容改善	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防対応、認知症対応、日中活動等に対応したモデル事業所を選定する 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所における活動内容を、実践報告会にて周知する。効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所における活動内容を、実践報告会にて周知する。効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所を中心としたワーキングを実施し、次期モデル事業所のサービスに反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所における活動内容を、実践報告会にて周知する。効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所における活動内容を、実践報告会にて周知する。効果検証
2. 新たな事業の展開（障害グループホーム、共生型等の開設）	<ul style="list-style-type: none"> 頸北地域のグループホームの充足状況や利用ニーズ等を確認 生活介護事業所開設1か所 	<ul style="list-style-type: none"> 頸北地域におけるグループホーム開設1か所 個別支援体制の整備と関係機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 頸北地域のグループホームの充足状況や利用ニーズ等を確認、運営状況の評価 個別支援体制の整備と関係機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 頸北地域におけるグループホーム開設1か所 個別支援体制の整備と関係機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 頸北地域におけるグループホームの充足状況や利用ニーズ等を確認、運営状況の評価 個別支援体制の整備と関係機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 頸北地域のグループホームの充足状況や利用ニーズ等を確認、運営状況の評価 個別支援体制の整備と関係機関への情報提供

策定体制・専門部会名簿・経過

1 策定体制

第3次計画の策定に際しては、職員による検討に加え、専門部会で部門ごとの協議を行いました。

区 分	構 成	役 割
職員ワーキング	総務部門、地域福祉部門、介護サービス部門職員	第3次計画策定における課題やその解決策の検討
本部会議	事務局長、事務局次長、総務課長、地域福祉課長、介護サービス課長	第3次計画事務局原案の作成
管理職会議	管理職	第3次計画事務局案の作成
専門部会	理事	第3次計画事務局案に対する部門ごとの協議の実施
正・副専門部会長会議	各専門部会正副部会長	第3次計画最終案の確認
理事会・評議員会	理事・監事・評議員	第3次計画の承認

2 専門部会名簿

区 分	総務運営専門部会	地域福祉専門部会	介護サービス事業専門部会
部会長	井 部 辰 男	三 浦 元 二	渡 邊 幸 雄
副部会長	梨 本 隆	藤 田 宏 禎	阿 部 利 夫
委員	渡 邊 隆	手 塚 哲 夫	井 部 孝 一
委員	市 川 均	笠 原 完 治	山 口 宗 夫
委員	西 山 知太郎	竹 内 靖 彦	熊 木 敏 夫
委員	小 関 信 夫	岩 野 道 郎	

*上越市社会福祉協議会理事

3 策定の経過

(1) 正・副専門部会長会議の開催状況

開催年月日	会 場	検討内容等
令和3年2月22日	上越総合福祉センター	第3次計画最終案の確認

(2) 専門部会の開催状況

①総務運営専門部会

開催年月日	会 場	検討内容等
令和2年 4月20日	書面開催	計画策定プロセスの確認 第2次計画の検証
6月24日	上越総合福祉センター	方向性（骨子）について
8月28日	上越総合福祉センター	基本理念・基本目標・実施方針について
9月28日	上越総合福祉センター	計画体系について 基本目標・実施方針・大区分について
10月27日	上越総合福祉センター	計画体系について 基本目標・実施方針・大区分について
12月16日	福寿荘	計画素案（一部）について
令和3年 2月8日	上越総合福祉センター	計画（案）について

②地域福祉専門部会

開催年月日	会 場	検討内容等
令和2年 4月22日	書面開催	計画策定プロセスの確認 第2次計画の検証
6月23日	上越総合福祉センター	方向性（骨子）について
8月26日	上越総合福祉センター	基本理念・基本目標・実施方針について
9月23日	上越総合福祉センター	計画体系について 基本目標・実施方針・大区分について
10月29日	上越総合福祉センター	計画体系について 基本目標・実施方針・大区分について
12月10日	上越総合福祉センター	計画素案（一部）について
令和3年 2月12日	上越総合福祉センター	計画（案）について

③介護サービス事業専門部会

開催年月日	会 場	検討内容等
令和2年 4月24日	書面開催	計画策定プロセスの確認 第2次計画の検証
6月26日	上越総合福祉センター	方向性（骨子）について
8月25日	上越総合福祉センター	基本理念・基本目標・実施方針について
9月29日	上越総合福祉センター	計画体系について 基本目標・実施方針・大区分について
10月28日	上越総合福祉センター	計画体系について 基本目標・実施方針・大区分について
12月9日	福寿荘	計画素案（一部）について
令和3年 2月10日	上越総合福祉センター	計画（案）について

(3) 職員ワーキングの実施状況

回数	氏 名	協議内容
7回	①本部所属（9名）	第2次計画の検証・評価 計画策定における重点内容について （グループワーク） 重点項目について （グループワーク） 計画体系について 個別事業（年次計画）について
	総務課参事 佐藤範夫	
	総務課参事 南直樹	
	総務課経理係長 原泰治	
	地域福祉課参事 佐藤貴規	
	地域福祉課参事 大山真鶴佳	
	地域福祉課地域福祉係主任 岡寛子	
	介護サービス課参事 矢澤智也	
	介護サービス課統計給付係長 太田博文	
	介護サービス課統計給付係主任 石井明美	
	②公募（3名）	
	上越支所係長 白倉由利枝	
	三和支所係長 佐藤美奈子	
	謙信高志の里係長 山賀一馬	

(4) 職員への意見聴取の実施状況

実施時期	内 容
令和2年8月	第3次計画期間で取り組む必要がある事項など
令和2年12月	全体素案に対する意見や質問など



***** 発行 *****

令和3年3月

***** 発行・編集者 *****

社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

***** 連絡先 *****

〒943-0806 新潟県上越市木田新田1丁目1番3号

電話：025-526-1515 FAX：025-526-1230

Email：jsk-jouetu@jouetushisyakyo.jp